

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成24年8月31日
- 【発行者名】 ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）
リミテッド
（Goldman Sachs Management (Ireland) Limited）
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ロバート・キーオー（Robert Keogh）
- 【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アッパー・ハッチ・ストリート、
ハードウィック・ハウス2階
（Hardwicke House 2nd Floor, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland）
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 飯村 尚久
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ -
G S 新成長国通貨債券ファンド
普通（米ドル建て）クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、日本
円クラス受益証券
（Goldman Sachs Global Funds -
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder
Ordinary Class, Euro Class, Yen Class）
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンド
であるG S 新成長国通貨債券ファンドの普通（米ドル建て）クラス
受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券に
ついて、下記の募集金額を上限見込額とする。
普通（米ドル建て）クラス受益証券 50億米ドル（約4,110億円）
ユーロ・クラス受益証券 50億ユーロ（約5,490億円）
日本円クラス受益証券 5,000億円
- （注）特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年3月30日
現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米
ドル＝82.19円）による。また、ユーロの円貨換算は、便宜上、平成24年3
月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
（1ユーロ＝109.80円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年8月31日、半期報告書を提出しましたので、平成24年5月31日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	3 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンド (Goldman Sachs Global Funds - Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder) (以下、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズを「ファンド」、そのサブ・ファンドの一つである G S 新成長国通貨債券ファンドを「サブ・ファンド」と称することがある。)

(1) 投資状況(資産別及び地域別の投資状況)

G S 新成長国通貨債券ファンド

(2012年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
(外国投資法人)ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(投資証券)	ルクセンブルク	297,711,836.65	100.33
小計		297,711,836.65	100.33
現金・その他の資産(負債控除後)		- 968,952.02	- 0.33
合計 (純資産総額)		296,742,884.63 (約23,535百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成24年6月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=79.31円)による。また、ユーロの円貨換算は、平成24年6月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=98.74円)による。

(注3) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、普通(米ドル建て)クラス受益証券は米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行い、ユーロ・クラス受益証券はユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロをもって行い、日本円クラス受益証券は日本円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

(注5) 2012年6月付で、マスター・ファンドの名称は、「ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」から「ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」に変更された。

[次へ](#)

(2) 運用実績

純資産の推移

2011年7月から2012年6月における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

GS新成長国通貨債券ファンド

	(GS新成長国通貨債券ファンド) 純資産総額		(普通(米ドル建て)クラス 受益証券) 1口当りの純資産価格		(ユーロ・クラス受益証 券) 1口当りの純資産価格		(日本円ク ラス 受益証券) 1口当りの 純資産価格
	米ドル	千円	米ドル	円	ユーロ	円	円
2011年7月末日	358,232,301	28,411,404	125.76	9,974	129.52	12,789	6,660
8月末日	357,293,915	28,336,980	125.93	9,988	129.44	12,781	6,607
9月末日	317,999,895	25,220,572	111.71	8,860	123.22	12,167	5,813
10月末日	332,847,880	26,398,165	118.73	9,416	125.96	12,437	6,250
11月末日	314,079,981	24,909,683	113.96	9,038	125.27	12,369	5,872
12月末日	309,029,107	24,509,098	112.56	8,927	128.29	12,667	5,748
2012年1月末日	327,066,448	25,939,640	122.26	9,696	138.17	13,643	6,082
2月末日	326,407,708	25,887,395	126.36	10,022	139.75	13,799	6,673
3月末日	314,265,650	24,924,409	123.25	9,775	136.93	13,520	6,519
4月末日	314,332,766	24,929,732	124.30	9,858	138.69	13,694	6,427
5月末日	287,559,452	22,806,340	115.10	9,129	137.72	13,598	5,708
6月末日	296,742,885	23,534,678	121.03	9,599	141.09	13,931	6,107

(注) 上記会計年度末および半期末における純資産総額および1口当りの純資産価格は、端数処理方法の違い等により財務書類の数値とは異なる場合がある。

[次へ](#)

分配の推移

普通（米ドル建て）クラス受益証券

該当なし。

ユーロ・クラス受益証券

該当なし。

日本円クラス受益証券

	分配（円）
2011年 7月	100
9月	100
11月	100
2012年 1月	100
3月	100
5月	100

収益率の推移

2011年 7月 1日から2012年 6月末日の期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率（注）
普通（米ドル建て）クラス受益証券	- 2.99%
ユーロ・クラス受益証券	10.79%
日本円クラス受益証券	- 4.40%

(注) 収益率（%）= 100 × (a - b) / b

a = 2012年 6月末日現在の 1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2011年 6月末日現在の 1口当たり純資産価格（分配落の額）

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2011年7月1日から2012年6月末日の期間における販売および買戻しの実績、ならびに2012年6月末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

普通(米ドル建て)クラス受益証券

販売口数	買戻し口数	発行済口数
13,716 (13,716)	61,767 (61,767)	564,662 (564,662)

ユーロ・クラス受益証券

販売口数	買戻し口数	発行済口数
709 (709)	20,966 (20,966)	146,527 (146,527)

日本円クラス受益証券

販売口数	買戻し口数	発行済口数
28,393 (28,393)	59,548 (59,548)	495,483 (495,483)

(注) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文(英文)の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。

日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2012年6月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=79.31円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

財政状態計算書(未監査)

2012年5月31日現在

GS新成長国通貨債券ファンド

	注記	2012年5月31日現在		2011年11月30日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	3(c), 6	288,546,412	22,884,616	315,526,694	25,024,422
現金	3(d), 13	26	2	564	45
ファンド受益証券販売未収金		29,084	2,307	572,023	45,367
投資売却未収金		74,764	5,930	1,926	153
その他の資産		1,172	93	-	-
資産合計		288,651,458	22,892,947	316,101,207	25,069,987
負債					
投資購入未払金		29,084	2,307	464,208	36,816
ファンド受益証券買戻未払金		74,440	5,904	109,740	8,703
未払管理会社報酬	7	2,514	199	-	-
未払投資顧問報酬	7	409,675	32,491	894,231	70,921
未払管理事務代行報酬および未払 受託報酬	7	6,159	488	6,190	491
未払販売会社報酬および未払代行 協会員報酬	7	425,638	33,757	445,789	35,356
未払名義書換事務代行報酬	7	17,658	1,400	18,158	1,440
未払監査報酬		34,533	2,739	21,176	1,679
未払受益者サービス代行会社報酬	7	1,671	133	3,343	265
未払弁護士報酬		53,147	4,215	32,395	2,569
未払印刷費		35,690	2,831	21,731	1,723
その他の負債		1,797	143	4,265	338
負債合計(買戻可能参加受益証券 保有者に帰属する純資産を除く)		1,092,006	86,607	2,021,226	160,303
買戻可能参加受益証券保有者に帰 属する純資産	9,10	287,559,452	22,806,340	314,079,981	24,909,683

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

包括利益計算書(未監査)

2012年5月31日終了期間

G S 新成長国通貨債券ファンド

注記	2012年5月31日終了期間		2011年5月31日終了期間	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
受取配当金	3 (b) 20,074,035	1,592,072	21,884,684	1,735,674
その他の収益	3 (b) -	-	41,345	3,279
実現投資純損失	8 (529,476)	(41,993)	5,151,178	408,540
未実現投資損失の純変動額	8 (11,965,926)	(949,018)	8,315,362	659,491
投資純収益	7,578,633	601,061	35,392,569	2,806,985
費用				
管理会社報酬	7 2,507	199	3,546	281
投資顧問会社報酬	7 1,256,943	99,688	1,374,435	109,006
管理事務代行報酬および受託報酬	7 17,969	1,425	18,100	1,436
販売会社報酬および代行協会員報酬	7 1,304,078	103,426	1,425,977	113,094
名義書換事務代行報酬	7 22,544	1,788	36,864	2,924
監査報酬	27,038	2,144	12,878	1,021
受益者サービス代行会社報酬	7 5,014	398	4,987	396
弁護士報酬	54,913	4,355	(4,575)	(363)
印刷費	20,522	1,628	8,821	700
その他の費用	7,244	575	44	3
費用合計	2,718,772	215,626	2,881,077	228,498
運用費用合計	2,718,772	215,626	2,881,077	228,498
運用純利益	4,859,861	385,436	32,511,492	2,578,486
財務費用：				
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	11 10,249,929	812,922	9,661,554	766,258
財務費用合計	10,249,929	812,922	9,661,554	766,258
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	(5,390,068)	(427,486)	22,849,938	1,812,229

利益および損失は継続運用からのみ発生する。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)

2012年5月31日終了期間

G S 新成長国通貨債券ファンド

注記	2012年5月31日現在		2011年11月30日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	314,079,981	24,909,683	345,809,425	27,426,145
買戻可能参加受益証券発行受取額	9 31,852,460	2,526,219	130,817,478	10,375,134
買戻可能参加受益証券買戻支払額	9 (52,982,921)	(4,202,075)	(143,345,863)	(11,368,760)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額	(5,390,068)	(427,486)	(19,201,059)	(1,522,836)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	287,559,452	22,806,340	314,079,981	24,909,683

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記(未監査)

2012年5月31日終了期間

1. 組織

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託で、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づいて制定された規則に基づき、アイルランド中央銀行(以下「中央銀行」という。)により認可され、規制を受けている。

ファンドは、2012年5月31日現在、以下の運用サブ・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)および受益証券クラスで構成されている。

サブ・ファンド	クラス	通貨	運用開始日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドルクラス受益証券	米ドル	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	ユーロクラス受益証券	ユーロ	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	日本円クラス受益証券	日本円	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドル普通クラス受益証券	米ドル	2009年7月27日

サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V - グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(以下「マスター・ファンド」という。)に投資している。

2. 投資目的

G S 新成長国通貨債券ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべてが、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき「変動資本を有する会社型投資信託」として設立された投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V(以下「マスター・ファンド」という。)のI X Oクラス投資証券に投資される。したがって、上に列挙されているG S 新成長国通貨債券ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべては、G S 新成長国通貨債券ファンドのマスター・ファンド(以下「マスター・ポートフォリオ」という。)I X Oクラス投資証券に投資される。

サブ・ファンドの投資目的は、収益確保と資本の増大から構成される高水準のトータル・リターンである。各サブ・ファンドのごく一部が、流動性確保およびそのサブ・ファンドによる支払期限の到来した費用支払いのために、現金として保有されるかまたは流動性商品に投資されることがあるが、かかる投資は当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないものとする。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類作成の基礎

本中間財務書類（未監査）は、ファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。金融資産および負債は、F R S 第26号「金融商品：測定」で規定されるように、「損益を通じて公正価値」で保有されている。その他の金融資産および負債は取得原価で、買戻可能参加受益証券の場合は買戻価額で計上される。本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を構成するアイルランド法に従い作成されている。

本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本中間財務書類（未監査）および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な価値を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、会計基準審議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産及び金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、F R S 第3号「財務実績の報告」を適用しているため、ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。管理会社の意見では、本財務書類は、記載されている変更も含め、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供している。

(b) 投資取引および関連投資収益

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は、加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（もしあれば）控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

(1) 分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

(2) 認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、あるいはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

(3) 公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、F R S 第26号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損（もしあれば）控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

取引値がない、または管理会社の取締役会が任命し、受託会社が承認する人物（以下「適格者」という。）が取引値が著しく不正確であると判断する有価証券を含む、すべての有価証券の公正価値は、適格者が定めた手続に従って算定される。

適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした適格者となる。2012年5月31日終了期間および2011年11月30日終了年度における適格者は、ゴールドマン・サックス・バリュエーション・オーバーサイト・グループ（以下「V O G」という。）であった。

公正価値の算定に適格者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(3.1) 集合投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、提供される1口当り純資産価格に基づいている。

(3.2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない場合、当該投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。こうした有価証券は、適格者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、特定の見積および仮定の使用が要求される。これらの見積および仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積と大きく異なることがある。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クローリング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の徐却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益/(損失)または未実現投資利益/(損失)の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第25号「金融商品：開示および表示」に準拠して、かかる投資は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 適格者の評価

2012年5月31日および2011年11月30日現在、公正価値を算定するために適格者が利用された資産はなかった。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

- (a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および
- (b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提供した者

以下は、課金事象に含まれない。

- () アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引
- () ファンドの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換
- () ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または
- () 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国々の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

F R S 第29号の改訂に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは以下の通りである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における未調整の公表価格。

レベル2 - 直接的または間接的のいずれかに関わらず、活発でない市場における公表価格、または重要なインプット(類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない)が観測可能な金融商品。

レベル3 - (公正価値測定の決定にあたり適格者の仮定も含めた)重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、2012年5月31日および2011年11月30日現在の公正価値で認識された金融投資を、上記の3つの異なるレベル別に示している。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2012年5月31日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	288,546,412	-	-	288,546,412
合計	288,546,412	-	-	288,546,412

G S 新成長国通貨債券ファンド

2011年11月30日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	315,526,694	-	-	315,526,694
合計	315,526,694	-	-	315,526,694

2012年5月31日終了期間および2011年11月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間での重要な振替はなかった。

2012年5月31日終了期間および2011年11月30日終了年度において、ファンドはレベル3の投資を保有していなかったため、報告期間の期首から期末の間におけるレベル3に分類される金融投資の公正価値の変動に対する調整は表示されていない。

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運用の責任を負う。管理会社は、この業務に対しサブ・ファンドごとに5,000米ドルの年間管理報酬を受領する資格を有する。

投資顧問会社

管理会社は、ファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、純資産価額の年率0.80%の報酬を受取る資格を有する。当期間において投資顧問会社が稼得した金額は1,256,943米ドル（2011年5月31日終了期間：1,374,435米ドル）であった。管理会社は、年間報酬および費用の合計額（マスター・ポートフォリオ・レベルの報酬および費用の影響を含む）をG S 新成長国通貨債券ファンドの純資産額の年率2.5%または管理会社が同意するそれよりも低い金額に制限することに同意している。管理会社および投資顧問会社は、超過した費用を投資顧問会社が払戻すことに同意している。

2012年5月31日終了期間において、投資顧問会社がファンドに払戻した費用はなかった（2011年5月31日終了期間：ゼロ米ドル）。

マスター・ポートフォリオのIXOクラス投資証券の購入および売却に関する販売手数料はない。

管理会社の取締役の報酬

ロバート・キーオー氏、ヒューゴー・マクニール氏、セオドア・ソティア氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。

管理事務代行会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行会社としての権限を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むファンド業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。当期間において管理事務代行会社が獲得した金額は、17,969米ドル(2011年5月31日:18,100米ドル)であった。

受託会社

ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、信託証書に従い、ファンドの受託会社として従事している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保有されているファンドの全資産の保護預りを行う。受託会社は、その業務に対して報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。当期間および2011年5月31日終了期間において受託会社が獲得した金額は、上記の管理事務代行会社が獲得した金額に含まれている。

FRS第8号の「関連当事者の開示」に基づき受託会社は、サブ・ファンドの活動に「重要な影響」を及ぼさないため、関連当事者とみなされないが、非UCITS通達第2号は「受託会社」およびその「関連またはグループ会社」もファンドに対する関連当事者とみなしている。そのため、受託会社であるステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドおよび管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、サブ・ファンドに対する関連当事者としてみなされる。当期間において、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドおよびステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、当財務書類に対する注記において、前述に開示されているとおり、ファンドに対する保管および管理事務代行サービスの提供に対する報酬を獲得した。当期間において、受託会社の関連会社はサブ・ファンドに代わり預金を保有していた。

販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「GSI」という。)を受益証券の販売会社に任命している。GSIは、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に任命している。管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本における代行協会員に任命している。

サブ・ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対しGS新成長国通貨債券ファンドについては日々の純資産価額の年率0.83%を合わせて、両任務の報酬として四半期毎の後払いで支払う。当期間において販売会社および代行協会員が獲得した金額は、1,304,078米ドル(2011年5月31日:1,425,977米ドル)であった。

名義書換事務代行会社

ファンドは、ファンドと名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、RBCデクシア・インベスター・サービスズ(アイルランド)リミテッドをファンドの登録・名義書換事務代行会社(以下「名義書換事務代行会社」という。)に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに提供する日々の業務には、買付申込および買戻請求の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録の保持が含まれる。名義書換事務代行会社には、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬が支払われる。当期間において名義書換事務代行会社が獲得した金額は、22,544米ドル(2011年5月31日:36,864米ドル)であった。

受益者サービス代行会社

G S Iはまた、ヨーロッパ・シェアホルダー・サービス・グループを介して、ファンドから報酬を受領する。これはファンドの受益者に提供された投資家サービスに関するもので、ファンドの資産から四半期毎に後払いで支払われ、ファンドの純資産価額の年率0.01%と年間10,000米ドルのいずれか低い方の額を超過することはない。当期間においてG S Iが獲得した金額は、5,014米ドル(2011年5月31日:4,987米ドル)であった。

適格者

2012年5月31日終了期間および2011年11月30日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックスV O Gを適格者として任命した。

8. 実現および未実現投資純利益/(損失)

2012年5月31日終了期間および2011年11月30日終了年度における包括利益計算書に示された、金融資産および金融負債の売買による実現および未実現投資純利益/(損失)の内訳は以下の通りである。

	G S 新成長国通貨債券ファンド
	2012年5月31日終了期間
	米ドル
投資有価証券に係る実現純(損失)	(529,476)
実現投資純(損失)	(529,476)
投資有価証券に係る未実現(損失)の純変動額	(11,965,926)
未実現投資(損失)の純変動額	(11,965,926)

	G S 新成長国通貨債券ファンド
	2011年11月30日終了年度
	米ドル
投資有価証券に係る実現純利益	6,537,493
実現投資純利益	6,537,493
投資有価証券に係る未実現(損失)の純変動額	(42,828,972)
未実現投資(損失)の純変動額	(42,828,972)

9. 資本

G S 新成長国通貨債券ファンドの最低当初申込額は、100米ドル、100ユーロまたは10,000日本円であり、管理会社による他の決定がない限り、これを下回ることはいない。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ファンドは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

以下は、2012年5月31日終了期間における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2011年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2012年5月31日 現在の残高
G S 新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	590,081	6,893	(31,061)	565,913
ユーロクラス受益証券	157,373	411	(9,871)	147,913
日本円クラス受益証券	508,148	15,264	(21,676)	501,736
米ドル普通クラス受益証券	18,225,686	2,870,029	(4,379,627)	16,716,088

以下は、2011年11月30日終了年度における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2010年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2011年11月30日 現在の残高
G S 新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	801,375	85,215	(296,509)	590,081
ユーロクラス受益証券	207,519	25,559	(75,705)	157,373
日本円クラス受益証券	608,568	43,145	(143,565)	508,148
米ドル普通クラス受益証券	15,626,183	10,084,219	(7,484,716)	18,225,686

10. 純資産価額(NAV)

以下の表は、2012年5月31日終了期間、2011年11月30日および2010年11月30日終了年度における純資産価額および1口当り純資産価格を要約したものである。

	2012年5月31日現在		2011年11月30日現在	
	純資産価額	1口当り純資産価格	純資産価額	1口当り純資産価格
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	65,138,955米ドル	115.1042米ドル	67,248,545米ドル	113.9649米ドル
ユーロクラス受益証券	20,370,906ユーロ	137.7200ユーロ	19,987,399ユーロ	127.0065ユーロ
日本円クラス受益証券	2,863,682,411円	5,708.0000円	3,003,879,189円	5,911.4251円
米ドル普通クラス受益証券	160,713,316米ドル	9.6100米ドル	181,854,344米ドル	9.9779米ドル
	2010年11月30日現在			
	純資産価額	1口当り純資産価格		
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	90,982,454米ドル	113.5329米ドル		
ユーロクラス受益証券	26,802,527ユーロ	129.1566ユーロ		
日本円クラス受益証券	4,210,543,388円	6,918.7695円		
米ドル普通クラス受益証券	169,673,655米ドル	10.8583米ドル		

11. 配当金

2012年5月31日終了期間において、G S新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

日本円クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2012年1月17日	2012年1月20日	1口当り100.00円の配当金	50,182,362
2012年3月15日	2012年3月21日	1口当り100.00円の配当金	50,272,832
2012年5月15日	2012年5月21日	1口当り100.00円の配当金	49,894,431

米ドル普通クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2011年12月15日	2011年12月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,453,971
2012年1月17日	2012年1月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,468,179
2012年2月15日	2012年2月21日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,402,172
2012年3月15日	2012年3月21日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,346,916
2012年4月16日	2012年4月19日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,362,140
2012年5月15日	2012年5月21日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,341,048

2011年11月30日終了年度において、G S 新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

日本円クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2011年1月18日	2011年1月21日	1口当たり100.00円の配当金	59,013,220
2011年3月15日	2011年3月18日	1口当たり100.00円の配当金	56,790,480
2011年5月16日	2011年5月19日	1口当たり100.00円の配当金	54,206,438
2011年7月15日	2011年7月21日	1口当たり100.00円の配当金	55,557,551
2011年9月15日	2011年9月21日	1口当たり100.00円の配当金	52,298,300
2011年11月15日	2011年11月18日	1口当たり100.00円の配当金	50,886,501

米ドル普通クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2010年12月15日	2010年12月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,215,064
2011年1月18日	2011年1月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,221,043
2011年2月15日	2011年2月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,214,751
2011年3月15日	2011年3月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,227,916
2011年4月15日	2011年4月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,284,761
2011年5月16日	2011年5月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,412,269
2011年6月15日	2011年6月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,438,808
2011年7月15日	2011年7月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,437,846
2011年8月16日	2011年8月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,449,722
2011年9月15日	2011年9月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,494,558
2011年10月17日	2011年10月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,475,012
2011年11月15日	2011年11月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,452,557

12. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ファンドはマスター・ポートフォリオにのみ投資している。

マスター・ポートフォリオを通じたファンドの投資活動により、ファンドは、金融投資ならびにファンドおよびその基礎となるサブ・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスクにさらされている。ファンドの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。管理会社の取締役会は、ファンドのリスク管理をするために投資顧問会社を任命している。ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分はファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

特に規定のない限り、当注記に詳述されている2012年5月31日現在のリスクは、GS新成長国通貨債券ファンドに関するものである。

ファンドが採用しているリスク管理方針の詳細は以下の通りである。

・市場リスク

ファンドの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々な利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率および信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

ファンドの市場リスク戦略はファンドの投資のリスクとリターン目標によって決定される。

投資顧問会社は、リスク予算編成方針の適用によって市場リスクを管理する。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、投資顧問会社が選択した市場リスクを独立してモニタリング、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度、ボラティリティおよびバリュー・アット・リスクのモニタリングを含む市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、年2回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

()通貨リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することができる。したがってファンドは、外貨に対する機能通貨の為替レートが変動し、機能通貨以外の通貨建てのファンドの資産または負債の一部の価値がマイナスの影響を受けるリスクにさらされる可能性がある。

投資先のファンドの機能通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資家が投資する場合、投資家の通貨リスクはファンドの通貨リスクと異なる可能性がある。

下表は、通貨市場の変動に伴って生じることが予測される損益を示した感応度分析である。この感応度分析は、他のすべての通貨に対するファンドの基準通貨の変動に基づいている。通貨リスクの感応度分析は、貨幣性および非貨幣性項目のみが含まれているが、デリバティブの利用から発生したヘッジ効果も考慮されている。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2012年5月31日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	米ドルが15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
メキシコ・ペソ	2.3%	(2.3%)
マレーシア・リンギット	1.5%	(1.5%)
インドネシア・ルピア	1.5%	(1.5%)
南アフリカ・ランド	1.5%	(1.5%)
新トルコ・リラ	1.5%	(1.5%)
ロシア・ルーブル	1.4%	(1.4%)
その他	5.4%	(5.4%)
ポートフォリオ合計	15.1%	(15.1%)

2011年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	米ドルが15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
メキシコ・ペソ	1.9%	(1.9%)
新トルコ・リラ	1.6%	(1.6%)
ブラジル・レアル	1.5%	(1.5%)
マレーシア・リンギット	1.5%	(1.5%)
南アフリカ・ランド	1.5%	(1.5%)
ポーランド・ズロチ	1.5%	(1.5%)
その他の通貨	6.5%	(6.5%)
ポートフォリオ合計	16.0%	(16.0%)

上記の分析は、1年の間に合理的に生じる可能性のある通貨市場の変動に伴う損益を示したものであり、これらは市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

() 金利リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポンおよび満期日とあわせて投資有価証券明細表に開示されている。

マスター・ポートフォリオは、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

下表は、マスター・ポートフォリオ内の様々な通貨に適用される金利に対する金利エクスポージャー、および金利の変動に伴う損益を示している。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものであるが、「ポートフォリオ合計」は、すべての通貨が基準通貨に対して同じパーセンテージ下落するという仮定に基づいている。50bpの平行移動とは、曲線に沿ったすべての金利が50bpの上昇または下落(すなわち、0.5%の上昇

または下落)によって変動することを意味する。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2012年5月31日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
メキシコ・ペソ	(0.5%)	0.5%
ブラジル・レアル	(0.4%)	0.4%
南アフリカ・ランド	(0.3%)	0.3%
インドネシア・ルピア	(0.3%)	0.3%
マレーシア・リンギット	(0.2%)	0.2%
コロンビア・ペソ	(0.1%)	0.1%
その他	(0.4%)	0.4%
ポートフォリオ合計	(2.2%)	2.2%

2011年11月30日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
南アフリカ・ランド	(0.5%)	0.5%
メキシコ・ペソ	(0.4%)	0.4%
ブラジル・レアル	(0.3%)	0.3%
マレーシア・リンギット	(0.2%)	0.2%
タイ・バーツ	(0.2%)	0.2%
ハンガリー・フォリント	(0.1%)	0.1%
その他の通貨	(0.2%)	0.2%
ポートフォリオ合計	(1.9%)	1.9%

上記の分析は、合理的に生じる可能性のある金利市場の変動に伴う損益を示したものであり、金利および信用曲線の双方について勾配の変動は考慮していない。また、これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

ファンドの集合投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるサブ・ファンドの評価方針に従い、サブ・ファンドより提供される純資産額に基づいている。

ファンドは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてファンドの投資顧問会社によって管理される。

() 感応度分析の限界

上表の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・ 当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・ 当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・ 当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・ 将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

・ 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ファンドの投資は集合投資スキームが含まれており、ファンドにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これにより受益者に対して、ファンドにより提供される買戻日より買戻しの頻度が低くなる可能性がある。

ファンドは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。かかる条件には、裁量によって、買戻時の分配金を現金または現物で支払うこと、あるいは買戻額をいかなる取引日においても純資産価額の10%に制限することが含まれる。買戻時の分配金が現物で支払われる場合、受益者は投資顧問会社に、資産を売却し、受領した現金を受益者に分配するよう要求することができる。

ファンドの英文目論見書は、受益証券を毎日発行し、口数を毎日買戻すことを規定している。ファンドはそのため受益者の買戻しに応じるための流動性リスクを負っている。

以下の表は、ファンドの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2012年5月31日現在		2011年11月30日現在	
受益者 1 ¹	46.88%	受益者 1 ¹	49.54%
受益者 2 ¹	44.14%	受益者 2 ¹	42.10%
その他の受益者	8.98%	その他の受益者	8.36%
合計	100.00%	合計	100.00%

¹ 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2012年5月31日の受益者1は2011年11月30日の受益者1と同一ではない可能性がある。

以下の表は、2012年5月31日および2011年11月30日現在のファンドの流動性リスクを示したものである。負債は最短の決済期日に基づく期日別に分類されている。1年以内に期日が到来する金額は、割引の影響に金額的な重要性がないため、帳簿価額で表示されている。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2012年5月31日現在			
金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	29,084	-	29,084
ファンド受益証券買戻未払金	74,440	-	74,440
未払管理会社報酬	2,514	-	2,514
未払投資顧問報酬	409,675	-	409,675
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	6,159	-	6,159
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	425,638	-	425,638
未払名義書換事務代行報酬	17,658	-	17,658
未払監査報酬	34,533	-	34,533
未払受益者サービス代行会社報酬	1,671	-	1,671
未払弁護士報酬	53,147	-	53,147
未払印刷費	35,690	-	35,690
その他の負債	1,797	-	1,797
買戻可能参加受益証券	287,559,452	-	287,559,452
金融負債合計	288,651,458	-	288,651,458

2011年11月30日現在			
金融負債（米ドル）	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	464,208	-	464,208
ファンド受益証券買戻未払金	109,740	-	109,740
未払投資顧問報酬	894,231	-	894,231
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	6,190	-	6,190
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	445,789	-	445,789
未払名義書換事務代行報酬	18,158	-	18,158
未払監査報酬	21,176	-	21,176
未払受益者サービス代行会社報酬	3,343	-	3,343
未払弁護士報酬	32,395	-	32,395
未払印刷費	21,731	-	21,731
その他の負債	4,265	-	4,265
買戻可能参加受益証券	314,079,981	-	314,079,981
金融負債合計	316,101,207	-	316,101,207

・信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

スポットの為替契約のみを扱う相手との取引を除き、信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、ファンドが締結している店頭デリバティブ契約は、当契約の下で生じる取引のネットिंगを認めている。このようなネットングによって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、かかる契約に基づく相手方との間の店頭取引がすべて契約終了すると相手方に対する債権債務が純額ベースで清算されるため、債務不履行または契約終了が生じた場合は単一の相手方との店頭取引の不利な評価額の範囲内で同相手方との有利な店頭取引に係る信用リスクは軽減される。

ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算あるいは債権者からのその他の法的保護（以下「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

- ・ 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
- ・ 受託会社が（もしあれば）ファンドと同意している手続きに従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
- ・ 受託会社側で適切な分離および識別がなされていないファンドが保有するいずれかの有価証券（以下「信託資産」という。）の一部あるいはすべて、もしくは受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の損失
- ・ 受託会社による不適切な口座管理に起因する、もしくは関連する信託資産の識別および譲渡の過程に起因する一部あるいはすべての資産、および/もしくは、インソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む顧客資金の損失
- ・ 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配権の回復における長期遅延に起因する損失

インソルベンシーは、ファンドの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより管理会社の取締役が受益証券1口当たり純資産価格の計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2012年5月31日および2011年11月30日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、投資有価証券、現金およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

2012年5月31日終了期間および2011年11月30日終了年度の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下の通りである。

G S新成長国通貨債券ファンド	2012年5月31日現在	2011年11月30日現在
資産	米ドル	米ドル
投資有価証券	288,546,412	315,526,694
現金	26	564
ファンド受益証券販売未収金	29,084	572,023
投資売却未収金	74,764	1,926
その他の資産	1,172	-
資産合計	288,651,458	316,101,207

下記の他に、2012年5月31日または2011年11月30日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はいない。

		2012年5月31日現在	2011年11月30日現在
名称	関係	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックス・ファンズSICAV - ゴールドマン・サックス・グローバル・エ マージング・マーケット・デット・ローカル ・ポートフォリオ	集合投資スキーム の相手方	100.34	100.46

投資適格格付を下回る相手方または発行体はない。相手方または発行体は、それ自身が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合には、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付けを有しており、投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザー部門は、当該格付企業から相手方に対する強力な暗黙の支援があると考えている。

・追加的リスク

() 集中リスク

ファンドは限られた数の投資または投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が増えることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、支払利息および罰金が生じる可能性がある。また、会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生又は消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ファンドに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、純資産価額はファンドの申込時、買戻時又は持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映しない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

13. 金融機関

2012年5月31日および2011年11月30日現在の現金は、以下の金融機関に保管されていた。

相手方	用途	2012年5月31日現在		2011年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	26	0.00%	564	0.00%
現金合計		26	0.00%	564	0.00%

a) 非制限受託会社現金口座

14. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第1号(1996年改訂)「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

15. ポートフォリオ変動計算書

ポートフォリオ変動計算書は、請求により管理事務代行会社から無料で入手することができる。

16. 為替レート

以下の(米ドルに対する)為替レートは、米ドル以外の通貨建ての投資有価証券、その他の資産および負債の換算に使用されたものである。

	2012年5月31日現在の1米ドル	2011年11月30日現在の1米ドル
ユーロ	0.805088	0.753182
日本円	78.830000	78.145000

17. ソフト・コミッション

ファンドは、調査および/または取引に関するコミッションを支払うことがあるが、2012年5月31日終了期間または2011年11月30日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結しなかった。

18. 偶発債務

2012年5月31日および2011年11月30日現在、偶発債務はなかった。

19. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2007年12月19日付(最終改正は2010年7月12日付)で発行された。

20. 後発事象

2012年5月31日以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

21. 補償

ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失がなく、損失リスクはほとんどないと予想している。

22. 財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2012年7月19日に本財務書類を承認した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

GS新成長国通貨債券ファンド

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

保有高	投資 - 買建 銘柄	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
	集合投資スキーム		
	米ドル		
33,512,940	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージグ ・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ		
	IXOクラス投資証券(a)	288,546,412	100.34
	集合投資スキーム合計	288,546,412	100.34
	投資 - 買建合計	288,546,412	100.34
	投資合計		
	投資 - 買建	288,546,412	100.34
	その他の資産および負債	(986,960)	(0.34)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	287,559,452	100.00

上記の有価証券は、規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券である。

(a) ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

(参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズの財務書類の抜粋である。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ

資産負債計算書(未監査)

2012年5月31日現在

債券ポートフォリオ

グローバル・エマージグ・マーケット・
デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル 千円

	米ドル	千円
資産		
デリバティブを除く投資有価証券の時価評価額	2,142,677,296	169,935,736
先渡為替契約に係る未実現利益	93,677,620	7,429,572
クラス投資証券固有の先渡為替契約に係る未実現利益	-	-
先物に係る未実現利益	-	-
デュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物に係る未実現利益	-	-
スワップ契約に係る未実現利益	3,892,429	308,709
デュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る未実現利益	-	-
スワップ取引に係る前払金	-	-
買建オプションの時価	-	-
現金	45,244,678	3,588,355
ブローカーに対する債権	528,972	41,953
投資売却未収金	-	-
投資証券販売未収金	3,861,224	306,234
未収配当金	44,028	3,492
スワップ契約を除く未収利息	38,822,754	3,079,033
スワップ契約に係る未収利息	4,713,482	373,826
未収配当税還付金	-	-
未収利子税還付金	-	-
有価証券貸付未収金	-	-
その他の資産	13,969	1,108
資産合計	2,333,476,452	185,068,017

債券ポートフォリオ

グローバル・エマージグ・マーケット・
デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル

千円

	米ドル	千円
負債		
当座借越	-	-
ブローカーに対する債務	4,406,416	349,473
先渡為替契約に係る未実現損失	135,919,355	10,779,764
クラス投資証券固有の先渡為替契約に係る未実現損失	-	-
先物に係る未実現損失	82,375	6,533
デュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物に係る未実現損失	-	-
スワップ契約に係る未実現損失	1,919,067	152,201
デュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る未実現損失	-	-
スワップ取引に係る前受金	-	-
売建オプションの時価	-	-
カバード・フォワード・モーゲージ担保証証券の時価	-	-
投資購入未払金	1,314,300	104,237
投資証券買戻未払金	2,280,224	180,845
スワップ契約に係る未払利息	2,600,873	206,275
未払販売報酬	40	3
未払投資顧問報酬	1,678,097	133,090
未払管理事務代行報酬および未払保管報酬	453,984	36,005
未払販売報酬および未払サービシング報酬	19,370	1,536
未払名義書換事務代行報酬	35,905	2,848
未払年次税	144,386	11,451
未払キャピタル・ゲイン税	85,366	6,770
未払監査報酬	13,111	1,040
未払投資主サービス報酬	28,659	2,273
未払取締役報酬	19,519	1,548
未払弁護士報酬	41,491	3,291
未払保険料	-	-
未払印刷費	100,862	7,999
未払公告費	3,131	248
受取配当金及び受取利息に係る源泉徴収税未払額	-	-
その他の負債	11,243	892
負債合計	151,157,774	11,988,323
投資主持分	2,182,318,678	173,079,694
代替的な純資産価額の算出方法	-	-
投資主持分(代替的な純資産価額の算出方法を適用後)	2,182,318,678	173,079,694

ゴールドマン・サックス・ファンズ

損益計算書（未監査）

2012年5月31日終了期間

債券ポートフォリオ

グローバル・エマージング・マーケット・

デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル

千円

	米ドル	千円
収益		
受取配当金	120,404	9,549
スワップ契約を除く受取利息	63,987,406	5,074,841
スワップ契約に係る受取利息	418,289	33,175
純（償却）/割引の償却	11,676,555	926,068
有価証券貸付	-	-
	76,202,654	6,043,632
費用		
当座借越に係る支払利息	2,449	194
スワップ契約に係る支払利息	-	-
投資顧問報酬	9,430,630	747,943
管理事務代行報酬および保管報酬	647,363	51,342
販売報酬およびサービシング報酬	110,669	8,777
名義書換事務代行報酬	44,157	3,502
年次税	176,376	13,988
監査報酬	12,349	979
投資主サービス報酬	165,411	13,119
取締役報酬	23,537	1,867
弁護士報酬	50,872	4,035
保険料	20,331	1,612
印刷費	46,062	3,653
公告費	6,246	495
その他の費用	92,345	7,324
	10,828,797	858,832
控除 - 投資顧問報酬放棄額	-	-
控除 - 投資顧問固定運用報酬放棄額	-	-
加算 - 固定運用報酬のクラス投資証券に係る投資顧問会社への追加報酬	46,235	3,667
費用合計	10,875,032	862,499
配当およびその他の投資収益に係る源泉徴収税	333,363	26,439
当期純収益 / (費用)	64,994,259	5,154,695
投資有価証券に係る実現純利益 / (損失)	12,647,215	1,003,051
先物取引に係る実現純利益 / (損失)	(602,807)	(47,809)
デュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物に係る実現純利益 / (損失)	-	-
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益 / (損失)	(17,436,690)	(1,382,904)
スワップ契約に係る実現純利益 / (損失)	(1,981,414)	(157,146)
デュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る実現純利益 / (損失)	-	-
オプション契約に係る実現純利益 / (損失)	-	-
実現純利益 / (損失)	(7,373,696)	(584,808)
投資有価証券に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	(16,168,952)	(1,282,360)
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	-	-
先物取引に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	(82,375)	(6,533)
デュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物取引に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	-	-
外貨および先渡為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	(35,817,910)	(2,840,718)
スワップ契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	6,017,951	477,284
デュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	-	-
オプション契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動額	-	-
未実現利益 / (損失) の純変動額	(46,051,286)	(3,652,327)
当期投資純利益 / (損失)	11,569,277	917,559

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ

投資主持分変動計算書(未監査)

2012年5月31日終了期間

	債券ポートフォリオ	
	グローバル・エマージング・マーケット・ デット・ローカル・ポートフォリオ	
	米ドル	千円
期首現在投資主持分	2,129,668,586	168,904,016
代替的な純資産価額の算出方法の戻入	-	-
分配金からの再投資	71,796,634	5,694,191
投資証券発行受取額	517,572,497	41,048,675
投資証券買戻支払額	(458,059,203)	(36,328,675)
当期投資純利益/(損失)	11,569,277	917,559
分配金	(90,229,113)	(7,156,071)
為替調整額	-	-
2012年5月31日現在投資主持分	2,182,318,678	173,079,694
代替的な純資産価額の算出方法	-	-
投資主持分(代替的な純資産価額の算出方法を適用後)	2,182,318,678	173,079,694

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
公認の取引所の上場が認められている譲渡性のある有価証券						
社債 - 4.37%						
ケイマン諸島						
54,310,000	Evergrande Real Estate Group Ltd.	中国人民幣元	7.500%	19/01/2014	7,696,144	0.35
コロンビア						
8,470,000	Empresa de Energia de Bogota S.A.	米ドル	6.125%	10/11/2021	8,766,450	0.40
16,546,000,000	Empresas Publicas de Medellin ESP	コロンビア・ペソ	8.375%	01/02/2021	9,738,202	0.45
					18,504,652	0.85
アイルランド						
241	Red Arrow International Leasing Plc.	ロシア・ルーブル	8.375%	30/06/2012	7	0.00
1,490,000	Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd.OJSC	米ドル	9.125%	30/04/2018	1,547,096	0.07
					1,547,103	0.07
ルクセンブルグ						
3,960,000	Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.	米ドル	9.250%	23/04/2019	4,801,500	0.22
343,900,000	Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	ロシア・ルーブル	7.500%	25/03/2013	10,249,604	0.47
819,400,000	Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	ロシア・ルーブル	8.700%	17/03/2016	24,120,114	1.11
					39,171,218	1.80
オランダ						
3,760,000	VimpelCom Holdings BV	米ドル	7.504%	01/03/2022	3,403,176	0.16
南アフリカ						
10,000,000	Transnet SOC Ltd.	南アフリカ・ランド	9.250%	14/11/2017	1,231,068	0.06
87,000,000	Transnet SOC Ltd.	南アフリカ・ランド	10.500%	17/09/2020	11,128,174	0.51
21,000,000	Transnet SOC Ltd.	南アフリカ・ランド	10.800%	06/11/2023	2,686,031	0.12
8,000,000	Transnet SOC Ltd.	南アフリカ・ランド	9.500%	19/08/2025	937,555	0.04
					15,982,828	0.73
米国						
190,000,000	JPMorgan Chase & Co.	フィリピン・ペソ	6.000%	10/10/2012	4,383,036	0.20
ベネズエラ						
6,850,000	Petroleos de Venezuela S.A.	米ドル	5.250%	12/04/2017	4,658,000	0.21
社債合計 (取得原価 105,734,707米ドル)						
					95,346,157	4.37
政府発行債 - 55.21%						
アルゼンチン						
68,774,000	Argentine Republic Government International Bond ^(c)	ユーロ	0.000%	15/12/2035	7,366,292	0.34
ブラジル						
108,924,000	Brazil Letras do Tesouro Nacional	ブラジル・レアル	8.884%	01/07/2012	53,385,030	2.45
27,556,000	Brazil Letras do Tesouro Nacional	ブラジル・レアル	8.107%	01/01/2013	12,995,802	0.59
12,799,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	ブラジル・レアル	6.000%	15/08/2012	13,831,181	0.63
16,799,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	ブラジル・レアル	6.000%	15/05/2017	19,469,972	0.89
17,305,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	ブラジル・レアル	6.000%	15/08/2022	21,301,107	0.98
33,296,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	ブラジル・レアル	6.000%	15/08/2040	44,649,045	2.05
117,666,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	ブラジル・レアル	10.000%	01/01/2013	58,678,116	2.69
26,289,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	ブラジル・レアル	10.000%	01/01/2017	13,710,457	0.63
19,116,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	ブラジル・レアル	10.000%	01/01/2021	9,788,038	0.45
					247,808,748	11.36
チリ						
5,745,000,000	Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos	チリ・ペソ	6.000%	01/01/2022	11,850,835	0.54
3,105,000,000	Bonos del Banco Central de Chile en Pesos	チリ・ペソ	6.000%	01/02/2021	6,344,579	0.29
					18,195,414	0.83
コロンビア						
1,845,000,000	Colombia Government International Bond	コロンビア・ペソ	12.000%	22/10/2015	1,235,384	0.06
4,883,000,000	Colombia Government International Bond	コロンビア・ペソ	12.000%	22/10/2015	3,269,584	0.15
600,000,000	Colombia Government International Bond	コロンビア・ペソ	7.750%	14/04/2021	397,996	0.02
35,088,000,000	Colombia Government International Bond	コロンビア・ペソ	9.850%	28/06/2027	27,377,937	1.25
					32,280,901	1.48

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
政府発行債 - (続き)						
ハンガリー						
70,000	Hungary Government Bond		5.500%	12/02/2016	258	0.00
1,745,750,000	Hungary Government Bond		6.750%	24/02/2017	6,569,102	0.30
4,862,060,000	Hungary Government Bond		6.750%	24/11/2017	18,063,787	0.83
337,000,000	Hungary Government Bond		6.500%	24/06/2019	1,206,922	0.05
6,726,920,000	Hungary Government Bond		7.000%	24/06/2022	23,908,687	1.10
					49,748,756	2.28
インドネシア						
1,600,000	Indonesia Government International Bond	米ドル	7.750%	17/01/2038	2,064,000	0.09
1,120,000	Indonesia Government International Bond 144A (d)	米ドル	7.750%	17/01/2038	1,444,800	0.07
177,309,000,000	Indonesia Treasury Bond	インドネシア・ルピア	7.375%	15/09/2016	20,109,990	0.92
					23,618,790	1.08
コートジボワール						
10,157,000	Ivory Coast Government International Bond	米ドル	2.450%	31/12/2032	6,957,545	0.32
メキシコ						
524,862,700	Mexican Bonos	メキシコ・ペソ	9.500%	18/12/2014	41,003,512	1.88
81,403,700	Mexican Bonos	メキシコ・ペソ	10.000%	05/12/2024	7,597,431	0.35
436,612,700	Mexican Bonos	メキシコ・ペソ	7.500%	03/06/2027	33,072,672	1.51
464,358,200	Mexican Bonos	メキシコ・ペソ	10.000%	20/11/2036	42,382,510	1.94
586,978,500	Mexican Bonos	メキシコ・ペソ	8.500%	18/11/2038	46,455,008	2.13
494,991,200	Mexican Bonos	メキシコ・ペソ	7.750%	13/11/2042	36,131,572	1.66
					206,642,705	9.47
ペルー						
2,279,000	Peru Government Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	9.910%	05/05/2015	980,829	0.04
フィリピン						
583,000,000	Philippine Government International Bond	フィリピン・ペソ	4.950%	15/01/2021	14,003,793	0.64
ポーランド						
58,400,000	Poland Government Bond	ポーランド・ズロチ	4.779%	25/01/2014	15,163,186	0.70
153,206,746	Poland Government Bond	ポーランド・ズロチ	3.000%	24/08/2016	44,360,176	2.03
					59,523,362	2.73
ロシア						
8,200,000	Russian Foreign Bond-Eurobond	米ドル	3.250%	04/04/2017	8,282,000	0.38
33,713,400	Russian Foreign Bond-Eurobond(e)	米ドル	7.500%	31/03/2030	39,950,379	1.83
4,200,000	Russian Foreign Bond-Eurobond	米ドル	5.625%	04/04/2042	4,268,250	0.20
1,400,000	Russian Foreign Bond-Eurobond 144A(d)	米ドル	3.250%	04/04/2017	1,414,000	0.06
					53,914,629	2.47
南アフリカ						
63,390,000	South Africa Government Bond	南アフリカ・ランド	8.000%	21/12/2018	7,659,310	0.35
268,975,000	South Africa Government Bond	南アフリカ・ランド	7.250%	15/01/2020	30,724,562	1.41
518,120,000	South Africa Government Bond	南アフリカ・ランド	6.750%	31/03/2021	56,625,376	2.59
24,485,000	South Africa Government Bond	南アフリカ・ランド	10.500%	21/12/2026	3,361,606	0.15
115,285,000	South Africa Government Bond	南アフリカ・ランド	10.500%	21/12/2026	15,827,762	0.73
87,700,000	South Africa Government Bond	南アフリカ・ランド	7.000%	28/02/2031	8,521,795	0.39
					122,720,411	5.62
タイ						
1,747,175,000	Thailand Government Bond	タイ・バーツ	3.625%	22/05/2015	55,325,283	2.53
858,950,280	Thailand Government Bond	タイ・バーツ	1.200%	14/07/2021	27,397,102	1.26
603,800,000	Thailand Government Bond	タイ・バーツ	3.580%	17/12/2027	17,941,852	0.82
					100,664,237	4.61
トルコ						
77,050,000	Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	9.410%	15/05/2013	37,669,382	1.73
174,700,000	Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	9.510%	17/07/2013	84,186,369	3.86
16,000,000	Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	10.000%	04/12/2013	8,605,326	0.39
38,650,000	Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	8.000%	29/01/2014	20,281,843	0.93
16,000	Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	10.000%	17/06/2015	8,743	0.00
16,000,000	Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	9.000%	27/01/2016	8,522,640	0.39
46,600,000	Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	9.000%	08/03/2017	24,790,146	1.14

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・		時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
			レート(a)	満期日(b)		
政府発行債 - (続き)						
トルコ - (続き)						
	41,700,000 Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	10.500%	15/01/2020	23,834,936	1.09
	49,675,000 Turkey Government Bond	新トルコ・リラ	9.500%	12/01/2022	27,304,854	1.25
					235,204,239	10.78
ベネズエラ						
	170,000 Venezuela Government International Bond	米ドル	7.750%	13/10/2019	127,925	0.01
	4,550,000 Venezuela Government International Bond	米ドル	9.000%	07/05/2023	3,423,875	0.16
	22,300,000 Venezuela Government International Bond	米ドル	8.250%	13/10/2024	15,052,500	0.69
	2,510,000 Venezuela Government International Bond	米ドル	11.750%	21/10/2026	2,114,675	0.10
	2,790,000 Venezuela Government International Bond	米ドル	9.250%	07/05/2028	2,050,650	0.09
	2,890,000 Venezuela Government International Bond	米ドル	11.950%	05/08/2031	2,470,950	0.11
					25,240,575	1.16
政府発行債合計						
(取得原価 1,281,583,120米ドル)					1,204,871,226	55.21
ミューチュアル・ファンド - 4.89%						
アイルランド						
	106,820,902 Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund ^{(f)(g)}				106,820,902	4.89
ミューチュアル・ファンド合計					106,820,902	4.89
(取得原価 106,820,902米ドル)						
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券合計						
(取得原価 1,494,138,729米ドル)					1,407,038,285	64.47
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券						
社債 - 12.14%						
ドイツ						
	145,000,000 Deutsche Bank AG	ロシア・ルーブル	7.350%	22/01/2016	4,262,259	0.20
	749,000,000 Deutsche Bank AG 144A ^(d)	ナイジェリア・ナイラ	0.000%	13/10/2012	4,446,073	0.20
	873,000,000 Deutsche Bank AG 144A ^(d)	ナイジェリア・ナイラ	0.013%	08/04/2013	4,799,248	0.22
	1,189,080,000 Deutsche Bank AG 144A ^(d)	ロシア・ルーブル	7.500%	19/03/2018	34,618,702	1.59
	416,700,000 Deutsche Bank AG 144A ^(d)	インドネシア・ルピア	7.000%	17/05/2022	45,915,020	2.10
	48,700,000 Deutsche Bank AG 144A ^(d)	インドネシア・ルピア	7.000%	17/05/2027	5,234,680	0.24
	36,100,000 Deutsche Bank AG 144A ^(d)	インドネシア・ルピア	8.250%	17/06/2032	4,235,644	0.19
					103,511,626	4.74
米国						
	4,360,000,000 Citigroup Funding, Inc.	コロンビア・ペソ	11.000%	25/07/2024	2,908,457	0.13
	26,914,000,000 Citigroup Funding, Inc. 144A ^(d)	コロンビア・ペソ	11.250%	25/10/2018	18,062,591	0.83
	27,653,000,000 Citigroup Funding, Inc. 144A ^(d)	コロンビア・ペソ	11.250%	25/10/2018	18,558,550	0.85
	11,276,000,000 Citigroup Funding, Inc. 144A ^(d)	コロンビア・ペソ	11.000%	27/07/2020	7,634,214	0.35
	293,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	ロシア・ルーブル	7.350%	22/01/2016	8,612,703	0.40
	379,500,000 JPMorgan Chase Bank NA	ロシア・ルーブル	7.350%	22/01/2016	11,155,361	0.51
	242,000,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	インドネシア・ルピア	10.000%	17/07/2017	30,594,001	1.40
	172,900,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	インドネシア・ルピア	10.000%	19/07/2017	21,849,594	1.00
	458,170,000 JPMorgan Chase Bank NA	ロシア・ルーブル	7.500%	19/03/2018	13,339,095	0.61
	38,307,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	インドネシア・ルピア	10.500%	19/08/2030	5,423,864	0.25
	141,641,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	インドネシア・ルピア	10.500%	19/08/2030	20,054,859	0.92
	30,200,000,000 JPMorgan Chase Bank NA 144A ^(d)	インドネシア・ルピア	7.000%	17/05/2022	3,327,654	0.15
					161,520,943	7.40
社債合計						
(取得原価 272,312,076米ドル)					265,032,569	12.14
政府発行債 - 13.68%						
マレーシア						
	30,800,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	3.434%	15/08/2014	9,782,101	0.45
	82,400,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	3.741%	27/02/2015	26,360,636	1.21
	41,150,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	3.835%	12/08/2015	13,228,935	0.61
	77,000,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	4.262%	15/09/2016	25,291,940	1.16
	111,000,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	3.314%	31/10/2017	35,058,649	1.61
	92,225,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	3.580%	28/09/2018	29,341,741	1.34
	133,525,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	4.378%	29/11/2019	44,420,546	2.03
	119,652,000 Malaysia Government Bond	マレーシア・リンギット	4.160%	15/07/2021	39,372,614	1.80
					222,857,162	10.21

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・		時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
			レート ^(a)	満期日 ^(b)		
政府発行債 - (続き)						
ペルー						
	1,712,000 Peruvian Government International Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	4.400%	12/09/2013	643,067	0.03
	1,712,000 Peruvian Government International Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	9.910%	05/05/2015	736,805	0.03
	92,736,000 Peruvian Government International Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	7.840%	12/08/2020	39,975,023	1.83
	16,197,000 Peruvian Government International Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	8.200%	12/08/2026	7,503,080	0.35
	30,260,000 Peruvian Government International Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	6.950%	12/08/2031	12,216,881	0.56
	27,220,000 Peruvian Government International Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	6.900%	12/08/2037	11,082,235	0.51
	9,040,000 Peruvian Government International Bond	ペルー・ヌエボ・ソル	6.850%	12/02/2042	3,562,578	0.16
					75,719,669	3.47
政府発行債合計						
(取得原価 298,731,252米ドル)					298,576,831	13.68
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計						
(取得原価 571,043,328米ドル)					563,609,400	25.82
その他の譲渡性のある有価証券						
社債 - 7.26%						
ブラジル						
	870,000 Cia Energetica de Sao Paulo	ブラジル・レアル	9.750%	15/01/2015	671,205	0.03
香港						
	210,000,000 Hongkong & Shanghai Banking Corp.,Ltd.	インドネシア・ルピア	10.750%	15/05/2016	26,417,553	1.21
	175,000,000 Hongkong & Shanghai Banking Corp.,Ltd.	インドネシア・ルピア	10.000%	15/07/2017	22,005,319	1.01
	152,660,000 Melco Crown Entertainment Ltd.	人民元 (CNH)	3.750%	09/05/2013	23,511,342	1.08
					71,934,214	3.30
メキシコ						
	257,100,000 Petroleos Mexicanos	メキシコ・ペソ	7.650%	24/11/2021	18,200,859	0.84
スイス						
	701,360,000 Credit Suisse	ロシア・ルーブル	7.500%	15/03/2018	20,616,401	0.94
	2,900,000 Credit Suisse	ブラジル・レアル	6.000%	19/08/2040	3,888,822	0.18
					24,505,223	1.12
英国						
	232,000,000 Barclays Bank Plc.	インドネシア・ルピア	10.000%	17/07/2017	29,172,766	1.34
	100,000,000 HSBC Bank Plc.	インドネシア・ルピア	11.000%	15/11/2020	13,840,000	0.63
					43,012,766	1.97
社債合計						
(取得原価 148,112,947米ドル)					158,324,267	7.26
政府発行債 - 0.63%						
ドミニカ共和国						
	400,900,000 Dominican Republic International Bond	ドミニカ共和国ペソ	16.950%	04/02/2022	10,286,598	0.47
ナイジェリア						
	220,000,000 Nigeria Government International Bond	ナイジェリア・ナイラ	0.015%	21/02/2013	1,229,674	0.06
ウルグアイ						
	45,030,000 Uruguay Treasury Bill	ウルグアイ・ペソ	0.000%	05/06/2012	2,189,071	0.10
政府発行債合計						
(取得原価 13,902,070米ドル)					13,705,343	0.63
その他の譲渡性のある有価証券合計						
(取得原価 162,015,017米ドル)					172,029,610	7.89
デリバティブを除く投資有価証券の時価						
(取得原価 2,227,197,074米ドル)					2,142,677,295	98.18
先物契約 - (0.00%)						
契約数	銘柄		契約時価 (米ドル)	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)	
		米ドル				
	(36) US Treasury Bond Ultra Long 19/09/2012	売建	(6,046,875)	(82,375)		(0.00)
先物契約に係る未実現損失				(82,375)		(0.00)

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

先渡為替契約 - (1.94%)

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
ユーロ	4,373,740	ロシア・ルーブル	170,357,173	04/06/2012	333,342	0.02
米ドル	7,142,600	ブラジル・レアル	13,772,326	04/06/2012	344,473	0.02
米ドル	46,260,000	中国人民元	291,834,448	04/06/2012	438,922	0.02
米ドル	23,299,000	韓国ウォン	26,587,714,900	04/06/2012	771,811	0.04
米ドル	5,792,000	フィリピン・ペソ	246,681,280	04/06/2012	121,818	0.01
米ドル	49,218,341	ロシア・ルーブル	1,478,015,578	04/06/2012	5,123,154	0.23
米ドル	9,902,976	台湾ドル	287,879,512	04/06/2012	258,125	0.01
インドネシア・ルピア	52,560,880,000	米ドル	5,498,000	05/06/2012	92,950	0.00
米ドル	2,343,000	ブラジル・レアル	4,524,333	08/06/2012	111,573	0.01
米ドル	22,883,529	チリ・ペソ	11,196,779,350	08/06/2012	1,385,335	0.06
米ドル	8,293,433	ブラジル・レアル	16,201,221	11/06/2012	307,777	0.01
米ドル	15,798,000	韓国ウォン	18,030,670,800	11/06/2012	528,457	0.02
米ドル	11,626,000	コロンビア・ペソ	20,665,762,000	12/06/2012	371,977	0.02
ユーロ	3,578,000	ロシア・ルーブル	140,436,500	13/06/2012	248,007	0.01
米ドル	17,153,537	ブラジル・レアル	33,710,224	14/06/2012	547,752	0.03
米ドル	5,783,000	チリ・ペソ	2,843,790,250	15/06/2012	327,853	0.01
米ドル	15,546,000	ロシア・ルーブル	478,144,275	15/06/2012	1,310,844	0.06
米ドル	7,176,000	ブラジル・レアル	14,359,176	18/06/2012	108,366	0.00
米ドル	17,545,242	チリ・ペソ	8,875,740,400	18/06/2012	525,922	0.02
米ドル	8,243,010	韓国ウォン	9,612,586,112	18/06/2012	106,415	0.00
米ドル	5,659,000	フィリピン・ペソ	244,581,980	18/06/2012	43,047	0.00
米ドル	26,345,906	ロシア・ルーブル	821,438,985	18/06/2012	1,904,227	0.09
米ドル	3,468,000	コロンビア・ペソ	6,204,252,000	19/06/2012	92,547	0.00
米ドル	4,794,008	ユーロ	3,810,650	19/06/2012	75,173	0.00
ユーロ	85,160,685	チェコ・コルナ	2,141,250,064	20/06/2012	2,584,603	0.12
ユーロ	66,601,470	ハンガリー・フォリント	19,935,037,936	20/06/2012	1,332,126	0.06
ユーロ	73,364,316	ポーランド・ズロチ	313,869,269	20/06/2012	2,990,536	0.14
ユーロ	11,641,391	南アフリカ・ランド	120,868,540	20/06/2012	342,599	0.02
日本円	6,557,943,836	米ドル	81,030,385	20/06/2012	2,512,182	0.12
米ドル	57,080,585	チェコ・コルナ	1,096,684,553	20/06/2012	4,392,253	0.20
米ドル	222,847,367	ユーロ	172,030,164	20/06/2012	9,816,716	0.45
米ドル	38,123,230	ハンガリー・フォリント	8,876,545,382	20/06/2012	1,992,539	0.09
米ドル	29,711,420	イスラエル・シェケル	111,490,550	20/06/2012	1,116,980	0.05
米ドル	200,104,570	メキシコ・ペソ	2,658,740,802	20/06/2012	14,225,791	0.65
米ドル	40,568,236	ポーランド・ズロチ	129,558,648	20/06/2012	4,301,915	0.20
米ドル	168,165,104	シンガポール・ドル	211,790,101	20/06/2012	3,842,667	0.18
米ドル	195,393,319	新トルコ・リラ	357,053,145	20/06/2012	5,015,153	0.23
米ドル	174,682,655	南アフリカ・ランド	1,402,948,533	20/06/2012	11,330,423	0.52
米ドル	4,098,000	ブラジル・レアル	8,271,813	21/06/2012	29,067	0.00
米ドル	121,442,000	マレーシア・リングgit	378,773,242	21/06/2012	2,152,067	0.10
米ドル	16,839,000	ロシア・ルーブル	529,671,495	21/06/2012	1,087,754	0.05
米ドル	3,630,000	コロンビア・ペソ	6,592,987,500	22/06/2012	44,516	0.00
米ドル	8,323,000	韓国ウォン	9,774,531,200	22/06/2012	51,630	0.00
ブラジル・レアル	22,173,117	米ドル	10,638,913	25/06/2012	259,265	0.01
米ドル	11,155,739	チリ・ペソ	5,714,730,329	25/06/2012	207,760	0.01
米ドル	5,611,000	インド・ルピー	315,057,650	25/06/2012	24,001	0.00
米ドル	22,462,000	韓国ウォン	26,373,195,750	25/06/2012	149,225	0.01
韓国ウォン	13,045,379,500	米ドル	10,996,000	29/06/2012	37,839	0.00
フィリピン・ペソ	242,336,640	米ドル	5,548,000	29/06/2012	11,753	0.00
米ドル	8,008,000	ブラジル・レアル	16,129,669	29/06/2012	86,632	0.00
米ドル	6,990,000	チリ・ペソ	3,589,614,500	29/06/2012	116,816	0.01
米ドル	6,026,000	マレーシア・リングgit	18,999,978	29/06/2012	45,279	0.00
米ドル	5,585,000	ロシア・ルーブル	182,406,100	29/06/2012	168,876	0.01
米ドル	5,548,000	ブラジル・レアル	11,181,994	02/07/2012	59,800	0.00
米ドル	59,612,841	ブラジル・レアル	110,862,000	18/07/2012	5,351,926	0.25
米ドル	32,462,368	インドネシア・ルピア	301,977,440,752	18/07/2012	493,551	0.02
米ドル	6,795,832	フィリピン・ペソ	291,677,100	18/07/2012	113,366	0.01
米ドル	24,844,878	ペルー・ヌエボ・ソル	66,966,098	19/07/2012	172,123	0.01
米ドル	49,809,656	メキシコ・ペソ	700,697,332	27/07/2012	1,013,451	0.05
米ドル	81,356,133	中国人民元	515,579,633	04/09/2012	540,479	0.02
ユーロ	40,737,399	ブルガリア・レフ	79,878,533	23/11/2012	184,094	0.01
先渡為替契約に係る未実現利益					93,677,620	4.29

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

先渡為替契約 - (続き)

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
ブラジル・レアル	13,925,488	米ドル	7,268,000	04/06/2012	(394,271)	(0.02)
中国人民元	291,834,448	米ドル	46,340,807	04/06/2012	(519,728)	(0.02)
韓国ウォン	25,760,844,480	米ドル	22,755,000	04/06/2012	(928,400)	(0.04)
フィリピン・ペソ	241,806,000	米ドル	5,730,000	04/06/2012	(171,880)	(0.01)
ロシア・ルーブル	3,219,005,674	米ドル	107,106,065	04/06/2012	(11,070,095)	(0.51)
台湾ドル	300,357,825	米ドル	10,173,000	04/06/2012	(110,087)	(0.01)
ブラジル・レアル	4,536,048	米ドル	2,343,000	08/06/2012	(105,795)	(0.01)
南アフリカ・ランド	470,381,145	米ドル	58,056,332	08/06/2012	(3,189,850)	(0.15)
韓国ウォン	13,312,605,400	米ドル	11,623,000	11/06/2012	(349,021)	(0.02)
ロシア・ルーブル	176,420,050	米ドル	5,780,000	13/06/2012	(525,682)	(0.02)
ブラジル・レアル	33,710,224	米ドル	17,106,000	14/06/2012	(500,216)	(0.02)
ロシア・ルーブル	538,195,670	米ドル	17,479,000	15/06/2012	(1,456,013)	(0.07)
ブラジル・レアル	14,452,464	米ドル	7,176,000	18/06/2012	(62,449)	(0.00)
チリ・ペソ	8,041,010,640	米ドル	16,100,480	18/06/2012	(681,762)	(0.03)
韓国ウォン	9,604,542,000	米ドル	8,202,000	18/06/2012	(72,214)	(0.00)
フィリピン・ペソ	244,581,980	米ドル	5,647,240	18/06/2012	(31,288)	(0.00)
ロシア・ルーブル	2,424,541,827	米ドル	75,255,684	18/06/2012	(3,114,144)	(0.14)
チェコ・コルナ	2,715,384,186	ユーロ	107,834,455	20/06/2012	(3,078,992)	(0.14)
チェコ・コルナ	114,378,955	米ドル	5,548,000	20/06/2012	(52,859)	(0.00)
ユーロ	211,589,517	米ドル	274,393,272	20/06/2012	(12,374,964)	(0.57)
ハンガリー・フォリント	18,006,589,102	ユーロ	61,317,957	20/06/2012	(2,638,847)	(0.12)
ハンガリー・フォリント	18,669,882,402	米ドル	82,320,578	20/06/2012	(6,327,530)	(0.29)
イスラエル・シェケル	177,284,142	米ドル	46,511,580	20/06/2012	(1,042,788)	(0.05)
メキシコ・ペソ	4,613,636,963	米ドル	352,569,655	20/06/2012	(30,019,520)	(1.38)
ポーランド・ズロチ	483,303,610	ユーロ	113,812,172	20/06/2012	(5,650,049)	(0.26)
ポーランド・ズロチ	458,498,741	米ドル	143,843,287	20/06/2012	(15,499,384)	(0.71)
シンガポール・ドル	203,462,112	米ドル	161,026,219	20/06/2012	(3,165,251)	(0.15)
新トルコ・リラ	313,124,465	米ドル	171,600,002	20/06/2012	(4,644,292)	(0.21)
米ドル	80,887,221	日本円	6,557,943,836	20/06/2012	(2,655,346)	(0.12)
南アフリカ・ランド	71,882,073	ユーロ	6,895,000	20/06/2012	(168,722)	(0.01)
南アフリカ・ランド	1,669,023,027	米ドル	208,029,265	20/06/2012	(13,696,665)	(0.63)
ブラジル・レアル	4,081,371	米ドル	2,014,000	21/06/2012	(6,360)	(0.00)
マレーシア・リングgit	370,576,704	米ドル	120,940,458	21/06/2012	(4,231,924)	(0.19)
ロシア・ルーブル	886,090,660	米ドル	27,956,000	21/06/2012	(1,605,645)	(0.07)
チリ・ペソ	5,459,522,000	米ドル	10,737,000	22/06/2012	(273,813)	(0.01)
韓国ウォン	16,089,441,000	米ドル	13,686,000	22/06/2012	(70,849)	(0.00)
インド・ルピー	437,400,438	米ドル	7,854,600	25/06/2012	(98,064)	(0.00)
韓国ウォン	6,530,550,800	米ドル	5,548,000	25/06/2012	(22,894)	(0.00)
米ドル	10,680,000	ブラジル・レアル	22,196,002	25/06/2012	(229,426)	(0.01)
チリ・ペソ	3,075,394,000	米ドル	5,992,000	29/06/2012	(103,415)	(0.01)
マレーシア・リングgit	29,416,000	米ドル	9,314,000	29/06/2012	(54,574)	(0.00)
ロシア・ルーブル	681,063,345	米ドル	21,029,400	29/06/2012	(806,812)	(0.04)
チリ・ペソ	5,493,392,423	米ドル	10,571,714	03/07/2012	(58,807)	(0.00)
ブラジル・レアル	38,331,759	米ドル	18,984,577	18/07/2012	(223,267)	(0.01)
コロンビア・ペソ	10,380,376,000	米ドル	5,858,000	18/07/2012	(231,394)	(0.01)
ペルー・ヌエボ・ソル	127,141,555	米ドル	47,928,000	19/07/2012	(1,084,410)	(0.05)
タイ・バーツ	1,819,279,000	米ドル	58,876,343	09/08/2012	(1,895,083)	(0.09)
中国人民元	234,294,477	米ドル	37,226,325	04/09/2012	(501,326)	(0.02)
人民元(CNH)	77,393,028	米ドル	12,185,000	22/10/2012	(123,188)	(0.01)
先渡為替契約に係る未実現損失					(135,919,355)	(6.23)

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

スワップ契約 - 0.09%

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
金利スワップ						
135,490,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BSCWA)	Fixed 9.970%	ブラジル・リアル	02/01/2015	1,467,472	0.07
28,440,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BSCWA)	Fixed 10.025%	ブラジル・リアル	02/01/2015	323,132	0.01
1,070,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BSCWA)	Fixed 10.040%	ブラジル・リアル	02/01/2015	12,314	0.00
25,490,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BSCWA)	Fixed 9.270%	ブラジル・リアル	02/01/2015	100,299	0.00
417,930,000	Floating (メキシコ・ペソ 1 month MXIBT)	Fixed 6.030%	メキシコ・ペソ	01/03/2019	254,219	0.01
109,850,000	Floating (メキシコ・ペソ 1 month MXIBT)	Fixed 6.055%	メキシコ・ペソ	04/03/2019	77,165	0.00
577,900,000	Floating (南アフリカ・ランド 3 month JIBAR)	Fixed 6.015%	南アフリカ・ランド	26/03/2014	547,064	0.03
563,400,000	Floating (南アフリカ・ランド 3 month JIBAR)	Fixed 5.873%	南アフリカ・ランド	03/05/2014	357,863	0.02
417,000,000	Floating (南アフリカ・ランド 3 month JIBAR)	Fixed 7.390%	南アフリカ・ランド	16/01/2020	485,446	0.02
88,225,000	Floating (南アフリカ・ランド 3 month JIBAR)	Fixed 7.660%	南アフリカ・ランド	13/09/2021	156,073	0.01
49,030,000	Floating (南アフリカ・ランド 3 month JIBAR)	Fixed 7.760%	南アフリカ・ランド	14/03/2022	111,382	0.01
金利スワップに係る未実現利益					3,892,429	0.18
スワップ契約に係る未実現利益合計					3,892,429	0.18

スワップ契約 - (続き)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
金利スワップ						
334,080,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BSCWA)	Fixed 8.320%	ブラジル・リアル	02/01/2014	(103,270)	(0.00)
101,240,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BSCWA)	Fixed 8.310%	ブラジル・リアル	02/01/2014	(38,052)	(0.00)
5,300,000,000	Floating (ハンガリー・フォリント 6 month BUBOR)	Fixed 6.420%	ハンガリー・フォリント	29/09/2013	(335,356)	(0.02)
758,030,000	Floating (ハンガリー・フォリント 6 month BUBOR)	Fixed 7.020%	ハンガリー・フォリント	04/10/2016	(14,092)	(0.00)
3,434,400,000	Floating (ハンガリー・フォリント 6 month BUBOR)	Fixed 6.817%	ハンガリー・フォリント	11/10/2016	(172,563)	(0.01)
2,048,130,000	Floating (ハンガリー・フォリント 6 month BUBOR)	Fixed 6.580%	ハンガリー・フォリント	14/10/2016	(180,736)	(0.01)
683,890,000	Floating (ハンガリー・フォリント 6 month BUBOR)	Fixed 6.560%	ハンガリー・フォリント	14/10/2016	(62,538)	(0.00)
323,010,000	Floating (ハンガリー・フォリント 6 month BUBOR)	Fixed 6.750%	ハンガリー・フォリント	20/10/2016	(19,821)	(0.00)
1,052,340,000	Floating (ハンガリー・フォリント 6 month BUBOR)	Fixed 6.680%	ハンガリー・フォリント	21/10/2016	(76,492)	(0.00)
241,760,000	Floating (メキシコ・ペソ 1 month MXIBT)	Fixed 9.290%	メキシコ・ペソ	22/04/2027	(68,153)	(0.00)
499,970,000	Floating (メキシコ・ペソ 1 month MXIBT)	Fixed 9.300%	メキシコ・ペソ	22/04/2027	(133,698)	(0.01)
60,090,000	Fixed 3.250%	Floating (マレーシア・リンギット 3 month KLIBOR)	マレーシア・リンギット	23/05/2017	(24,781)	(0.00)
32,190,000	Fixed 1.607%	Floating (米ドル 3 month LIBOR)	米ドル	12/03/2019	(541,304)	(0.03)
7,800,000	Fixed 1.641%	Floating (米ドル 3 month LIBOR)	米ドル	13/03/2019	(148,211)	(0.01)
金利スワップに係る未実現損失					(1,919,067)	(0.09)
スワップ契約に係る未実現損失合計					(1,919,067)	(0.09)
投資有価証券の時価 (取得原価 2,227,197,074米ドル)					2,102,326,547	96.33
その他の資産および負債					79,992,131	3.67
投資主持分					2,182,318,678	100.00

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表(未監査)

2012年5月31日現在

投資有価証券合計	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
デリバティブを除く投資有価証券合計(取得原価 2,227,197,074米ドル)	2,142,677,295	98.18
先物契約に係る未実現損失	(82,375)	(0.00)
先渡為替契約に係る未実現利益	93,677,620	4.29
先渡為替契約に係る未実現損失	(135,919,355)	(6.23)
スワップ契約に係る未実現利益	3,892,429	0.18
スワップ契約に係る未実現損失	(1,919,067)	(0.09)
その他の資産および負債	79,992,131	3.67
投資主持分	2,182,318,678	100.00

社債および政府発行債について開示されているレートは、2012年5月31日現在の実効レートである。

先物取引業者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーであった。

先渡為替契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、シティバンクNA、クレディ・スイス・ロンドン、ドイチェ・バンク・アーゲー・ロンドン、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース・バンク、メリル・リンチ・インターナショナル、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド、ステート・ストリート・バンク・ロンドンおよびUBSアーゲー・ロンドンである。

スワップ契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、シティバンクNA、クレディ・スイス・インターナショナル、ドイチェ・バンク・アーゲー、JPモルガン・チェースNAおよびモルガン・スタンレー・インターナショナルである。

純資産価額の0.34%以上の取引相手方のエクスポージャーはない。

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、変動利付証券については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、変動利付証券については次の金利再設定日、事前払戻日のある有価証券についてはかかる日のいずれかを表している。
- (c) 変動クーポン・レートは、2012年5月31日現在の気配値である。
- (d) 144A：当該有価証券は、1933年米国証券法のルール144Aに記載されるとおり、適格機関投資家向けの私募として発行され、譲渡可能である。
- (e) 当該有価証券は、初回の表示レートで発行され、将来の期日に2回目のレートへ上昇する。
- (f) 当該ファンドの2012年5月31日現在の利回りは0.311%であった。
- (g) ゴールドマン・サックス・ファンズの関係ファンド。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2012年6月末日現在授權資本金は100万米ドル（約7,931万円）、払込済株式資本は50万米ドル（約3,966万円）である。また、発行済株式総数は50万株である。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、ポートフォリオ資産の投資顧問業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託している。

過失、故意による懈怠または詐欺行為が存在しない場合、管理会社は、受益者、受託会社、投資顧問会社または管理会社もしくはファンドの受任者に対して、信託証書上の義務の適切な遂行から生じる損失に責任を負わない。特に管理会社は、投資顧問会社の助言に基づいて善意で行った行為に対して責任を負わない。ファンドは、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）に対して、管理会社が義務の遂行にあたり、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）が蒙ったすべての責任、損害、コスト、請求および費用を補償することに同意している。ただし、信託証書上の義務遂行にあたり管理会社に過失、故意による懈怠または詐欺行為がある場合は除く。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。）。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の管理業務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社はまた、その投資運用業務を委託することができ、かかる委託を行っている。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社として、RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッドを名義書換事務代行会社として、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドを管理事務代行会社として任命している。

（注）2012年7月30日付で、登録・名義書換事務代行会社の名称は、「RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド」から「RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド」に変更された。

2012年6月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っている。

なお、すべてのファンドは、アイルランド籍の投資信託である。また、純資産額は、別段の記載がない限り、2012年6月末日現在の数値である。

国別（設立国）	種別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
アイルランド	MMF	1	744,301,143 米ドル
		1	80,336,299 ユーロ
アイルランド	その他	7	2,509,495,660 米ドル
		3	24,331,360,401 円

(3) その他

本半期報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他ファンドまたは管理会社に重要な影響を与えたかまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第 5 項ただし書きの規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランドの監査を受けており、監査報告書を受領している。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2012年 6 月29日現在における株式会社三菱東京 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 79.31円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

損益計算書

12月31日終了年度

	注	2011年12月31日 終了年度		2010年12月31日 終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
売上	3	172,995	13,720	147,834	11,725
営業費用		(64,859)	(5,144)	(66,324)	(5,260)
営業利益		108,136	8,576	81,510	6,465
受取利息および類似収益	4	5,052	401	7,093	563
税引前経常利益	5	113,188	8,977	88,603	7,027
経常利益にかかる税額	8	(18,545)	(1,471)	(13,278)	(1,053)
当期税引後経常利益		94,643	7,506	75,325	5,974

当社の経営成績は、当年度および前年度のいずれも継続事業によるものである。

上記の会計期間における税引前および税引後の経常利益とそれらの取得原価相当額の間には差異はない。

当社は、当期または前期において上記に開示されているもの以外に利益および損失を認識していない。したがって、別個の総認識利得および損失計算書は作成されない。

2012年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー セオドア・ソティア
取締役 取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

貸借対照表

12月31日現在

	注	2011年12月31日現在		2010年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金預金		222,491	17,646	393,437	31,203
債権	10	820,387	65,065	591,030	46,875
		1,042,878	82,711	984,467	78,078
債務：1年以内に期限が到来する金額	11	(72,278)	(5,732)	(113,357)	(8,990)
		(72,278)	(5,732)	(113,357)	(8,990)
負債に係る引当金	9	(4,847)	(384)	-	-
		(4,847)	(384)	-	-
資産合計(流動負債控除後)		(77,125)	(6,117)	(113,357)	(8,990)
純資産		965,753	76,594	871,110	69,088
資本金および準備金					
払込資本金	12	500,000	39,655	500,000	39,655
留保利益	13	465,753	36,939	371,110	29,433
株主持分合計		965,753	76,594	871,110	69,088

2012年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

セオドア・ソティア

取締役

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

財務書類に対する注記 - 2011年12月31日

1. 会計方針

当社が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

- (a) 作成の基礎：財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に従って作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会により公表され、会計基準審議会により発行されたものである。
- (b) 取得原価主義：財務書類は、取得原価主義で作成されている。
- (c) 表示通貨：財務書類は、当社の表示・機能通貨である米ドルで表示されている。
- (d) 外貨：外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建の取引は、取引が生じた日の実勢為替レートで換算されている。外貨取引ならびに外貨建の未収金および未払金の決済から生じる損益は、損益計算書に認識されている。
- (e) 収益および費用：収益および費用は、発生主義に基づき損益計算書に含まれている。
- (f) 税金：税金費用は、当期利益に基づくものであり、当期税額および繰延税金を考慮に入れている。
- (g) 配当金：最終配当金は、株主が承認する期間に認識される。中間配当金は、当該配当金が支払われる期間に認識される。配当金は、株主持分から直接分配される。

2. キャッシュ・フロー計算書

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社であり、最終の親会社の連結財務諸表が公に入手可能なため、FRS第1号「キャッシュ・フロー計算書」で要求されるキャッシュ・フロー計算書の作成を免除されている。

3. 売上

売上は、集合投資スキームに提供したファンドの運用業務に関して得た報酬である。

4. 受取利息および類似収益

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
銀行および顧客向け貸付金に係る受取利息	286	8
グループ会社向け貸付金に係る受取利息	4,766	7,085
	5,052	7,093

5. 税引前経常利益

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル

税引前経常利益は、以下の費用(利益)計上後で表示されている：

監査報酬 - 監査業務	14,216	13,359
為替差損益	(681)	10,044
弁護士報酬	13,398	20,510
監査報酬		
- 個別財務書類の監査	14,216	13,359
- その他の保証業務	-	-
- 税務アドバイザリー業務	-	-
- その他の非監査業務	-	-
監査報酬合計	14,216	13,359

6. 取締役報酬

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
報酬総額		
取締役報酬	3,635	6,710
年金	138	52
	3,773	6,762

当年度および前年度の取締役報酬は、グループ会社が負担している。

7. 人件費

当社は従業員を雇用していない(2010年：なし)。当社の業務に携わる者は、すべてグループ会社によって雇用されている。

8. 経常利益にかかる税額

(a) 当期税金費用の内訳:

税金費用の内訳:	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
当期税額:		
法人税率12.5%:	13,698	13,278
経常利益に係る税額(注記8(b)参照)	13,698	13,278
繰延税金:		
その他の一時差異:		
繰延税金合計(注記9参照)	4,847	-
経常利益に係る税額	18,545	13,278

(b) 当期税金費用に影響を与えた要素:

内訳:	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
税引前経常利益	113,188	88,603
経常利益にアイルランド法人税の標準税率 (12.5%)を乗じた額	14,149	11,075
営業外利益に係る高税率の影響	236	887
過年度の引当過大	(194)	-
為替差額	(493)	1,316
当期税金費用	13,698	13,278

(c) 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要素

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5%である。

9. 繰延税金: 一時差異の発生および取崩

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
繰延税金残高の構成:	4,847	-
その他の一時差異	4,847	-
繰延税金残高における変動は以下のとおり:		
2010年12月31日現在	-	-
当期損益勘定への/当期損益勘定からの振替額	4,847	-
2011年12月31日現在	4,847	-

10. 債権

	2011年12月31日現在米 ドル	2010年12月31日現在 米ドル
顧客に対する債権	122,661	74,322
グループ会社に対する債権	675,963	501,765
未収法人税還付	3	3
その他の資産	21,760	14,940
	<u>820,387</u>	<u>591,030</u>

上記のすべての債権は、1年以内に支払期限が到来する債権とみなされている。

11. 債務：1年以内に期限が到来する金額

	2011年12月31日現在 米ドル	2010年12月31日現在 米ドル
未払金および繰延収益	34,002	38,702
グループ会社に対する債務	21,095	7,156
その他の債務	15,483	62,829
未払法人税	1,698	4,670
	<u>72,278</u>	<u>113,357</u>

12. 株式資本金

	2011年12月31日現在		2010年12月31日現在	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
<u>授権済</u>				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>				
1株当たり1米ドルの普通株式	500,000	500,000	500,000	500,000
		<u>500,000</u>		<u>500,000</u>

当社の定款に基づき、当社はすべての株主に対し、株主が保有する株式のすべてまたは一部について、当該株式の額面価額と同額、もしくは当社と株主が合意した場合にはそれよりも高い金額での買戻しを求める、書面による通知を任意によりいつでも行うことができる。

13. 株主持分の変動および準備金の変動の調整

	払込資本金 米ドル	損益勘定 米ドル	合計 米ドル
2010年1月1日現在	500,000	295,785	795,785
留保利益	-	75,325	75,325
株式発行	-	-	-
2010年12月31日現在	500,000	371,110	871,110
留保利益	-	94,643	94,643
株式発行	-	-	-
2011年12月31日現在	500,000	465,753	965,753

14. 契約債務および偶発債務

2011年12月31日および2010年12月31日現在、契約債務および偶発債務はない。

15. 取締役の株式持分

2011年12月31日現在で在職しているゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッドの取締役が、期首及び期末現在で保有している当社およびザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの株式数は以下の通りである。

		2011年12月31日 現在	2010年12月31日 現在
ロバート・キーオー	議決権付普通株式	445株	140株
ヒューゴ・マクニール	議決権付普通株式	4,543株	3,730株
セオドア・ソティア	議決権付普通株式	6,078株	11,864株

2011年12月31日におけるゴールドマン・サックス・グループ・インク株式の終値は90.43米ドル(2010年12月31日:168.16米ドル)であった。

16. 関連当事者

当社の最終および直接の親会社は、デラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクであり、アメリカ合衆国、10282 - 2198ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200番地に所在する。グループの財務書類は、親会社の登記上の事務所で入手することができる。

グループ内の他の事業体との取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの連結財務報告書が公に入手可能であることからFRS第8号「関連当事者の開示」の下で開示が免除されているため、開示されていない。すべての関連当事者取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社間で行われている。

報告期間中および報告期間後に当社が取締役に対して供与した貸付金はなかった。

開示が要求される他の関連当事者取引はなかった。

17. 金融リスク管理

当社は、当社の金融資産および負債を通じて財務リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる金融リスクの中で最も重要な要素は信用リスクおよびオペレーショナル・リスクであると考えている。

当社は、互いに独立しているが相互の機能を補完し合う、財務、信用、業務、コンプライアンスおよび法的報告といったさまざまなシステムを通じて、リスク・エクスポージャーの監視および管理に努めている。また、リスク・エクスポージャーの監視や、当社のリスク管理手続の総合管理については、数多くの委員会がその責を担っている。

当社にとって流動性は極めて重要である。したがって、当社は流動性および資金調達について包括的な方針を定め、当社及びグループ全体に固有の事象ならびにより幅広い業界または市場の流動性に関する事象に対応すべく、高い柔軟性を維持していく所存である。

18. 財務書類の承認

財務書類は、2012年4月19日に取締役会によって承認された。

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT**
For the year ended 31 December

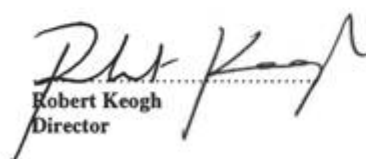
	Note	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Turnover	3	172,995	147,834
Operating expenses		(64,859)	(66,324)
OPERATING PROFIT		108,136	81,510
Interest receivable and similar income	4	5,052	7,093
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION	5	113,188	88,603
Tax on profit on ordinary activities	8	(18,545)	(13,278)
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES AFTER TAXATION FOR THE FINANCIAL PERIOD		94,643	75,325

The results of the Company are derived from continuing operations in both the current and prior year.

There is no difference between the profit on ordinary activities before and after taxation and the profit for the financial period as stated above and their historical cost equivalents.

The Company has no recognised gains and losses during the current or prior period other than those disclosed above, and therefore, no separate statement of total recognised gains and losses has been presented.

Approved by the Board of Directors on 19 April 2012.


Robert Keogh
Director

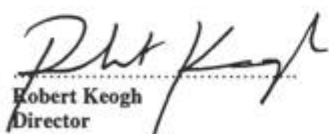

Theodore Sotir
Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**BALANCE SHEET**
As at 31 December

	Note	31 December 2011 US\$	31 December 2010 US\$
CURRENT ASSETS			
Cash at bank		222,491	393,437
Debtors	10	<u>820,387</u>	<u>591,030</u>
		1,042,878	984,467
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR			
	11	<u>(72,278)</u>	<u>(113,357)</u>
		(72,278)	(113,357)
PROVISION FOR LIABILITIES			
	9	<u>(4,847)</u>	-
		(4,847)	-
TOTAL ASSETS LESS CURRENT LIABILITIES			
		(77,125)	(113,357)
NET ASSETS			
		<u>965,753</u>	<u>871,110</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	12	500,000	500,000
Retained profit	13	465,753	371,110
TOTAL SHAREHOLDERS' FUNDS			
		<u>965,753</u>	<u>871,110</u>

Approved by the Board of Directors on 19 April 2012.


Robert Keogh
Director


Theodore Sotir
Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****1. ACCOUNTING POLICIES**

The significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

- (a) **Basis of preparation:** The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.
- (b) **Historical cost convention:** The financial statements are prepared under the historical cost convention.
- (c) **Presentation currency:** The financial statements are presented in US Dollars, denoted by the symbol US\$, which is the Company's presentation and functional currency.
- (d) **Foreign currencies:** Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US dollars at the rates of exchange ruling at the Balance Sheet date. Transactions in currencies other than US dollars are converted at the rates of exchange prevailing at the dates the transactions occurred. Gains and losses arising from foreign currency transactions and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currency are recognised in the Profit and Loss Account.
- (e) **Income and expenditure:** Income and expenditure are included in the Profit and Loss Account on an accruals basis.
- (f) **Taxation:** The charge for taxation is based on the profit for the period and takes into account current and deferred taxation.
- (g) **Dividends:** Final equity dividends are recognised in the period that they are approved by the shareholders. Interim equity dividends are recognised in the period that they are paid. Equity dividends are distributed directly from equity.

2. CASH FLOW STATEMENT

The Company is a wholly owned subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., and is therefore exempt from preparing a cash flow statement as required by FRS1 'Cash Flow Statements' as the ultimate parent undertaking's consolidated accounts are publicly available.

3. TURNOVER

Turnover represents fees earned for the provision of fund management services to collective investment schemes.

4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Interest on loans to banks and customers	286	8
Interest on loans to group undertakings	4,766	7,085
	<u>5,052</u>	<u>7,093</u>

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****5. PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION**

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Profit on ordinary activities before taxation is stated after charging/(crediting):		
Auditors' remuneration - audit services	14,216	13,359
Foreign exchange (gain)/loss on revaluation	(681)	10,044
Legal fees	13,398	20,510
Auditors' remuneration		
- the audit of individual accounts	14,216	13,359
- other assurance services	-	-
- tax advisory services	-	-
- other non-audit services	-	-
Total auditors' remuneration	<u>14,216</u>	<u>13,359</u>

6. DIRECTORS' EMOLUMENTS

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Aggregate Emoluments		
For services as director	3,635	6,710
Pension	138	52
	<u>3,773</u>	<u>6,762</u>

The Directors Emoluments are borne by group undertakings in the current and prior year.

7. STAFF COSTS

The Company has no employees (2010: nil). All persons involved in the Company's operations are employed by group undertakings.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****8. TAX CHARGE ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES****(a) Analysis of charge for the period:**

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
The charge for the taxation comprises:		
Current Tax:		
Corporation tax at 12.5%:	13,698	13,278
Tax charge on profit on ordinary activities (see note 8(b))	13,698	13,278
Deferred Tax:		
Other timing differences:	4,847	-
Total deferred tax (see note 9)		
Tax charge on profit on ordinary activities	18,545	13,278

(b) Factors affecting the tax charge for the current period:

The breakdown is explained below:

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Profit on ordinary activities before tax	113,188	88,603
Profit on ordinary activities multiplied by standard rate in Ireland (12.5%)	14,149	11,075
Effect of higher tax rate on non trading income	236	887
Over provision in prior year	(194)	-
Exchange differences	(493)	1,316
Current tax charge for the period	13,698	13,278

(c) Factors that may affect future tax charges:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax.

9. DEFERRED TAX: ORIGINATION & REVERSAL OF TIMING DIFFERENCES

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Deferred tax balance comprises:		
Other timing differences	4,847	-
	4,847	-
The movements in the deferred tax balance were as follows:		
As 31 December 2010	-	-
Transfer to/from the profit and loss account for the period	4,847	-
As 31 December 2011	4,847	-

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****10. DEBTORS**

	31 December 2011 US\$	31 December 2010 US\$
Amounts due from customers	122,661	74,322
Amounts due from group undertakings	675,963	501,765
Corporation tax receivable	3	3
Other assets	21,760	14,940
	<u>820,387</u>	<u>591,030</u>

All assets included in the above table are considered due within one year.

11. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2011 US\$	31 December 2010 US\$
Accruals and deferred income	34,002	38,702
Amounts due to group undertakings	21,095	7,156
Other liabilities	15,483	62,829
Corporation tax payable	1,698	4,670
	<u>72,278</u>	<u>113,357</u>

12. SHARE CAPITAL

	31 December 2011		31 December 2010	
	No.	US\$	No.	US\$
<u>Authorised</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	500,000	500,000	500,000	500,000
		<u>500,000</u>		<u>500,000</u>

Under the terms of the Company's Articles of Association the Company shall be at liberty at any time to give notice in writing to any holder of any shares of its desire to redeem the same or any of them for a consideration equivalent in value to the par value of the shares or such greater value as may be agreed between the Company and such holders.

13. RECONCILIATION OF MOVEMENTS IN SHAREHOLDERS' FUNDS AND MOVEMENT ON RESERVES

	Called up share capital US\$	Profit and loss account US\$	Total US\$
At 1 January 2010	<u>500,000</u>	<u>295,785</u>	<u>795,785</u>
Retained profit for the period	-	75,325	75,325
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2010	<u>500,000</u>	<u>371,110</u>	<u>871,110</u>
Retained profit for the period	-	94,643	94,643
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2011	<u>500,000</u>	<u>465,753</u>	<u>965,753</u>

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011

14. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

There were no financial commitments and contingencies at the year ended 31 December 2011 or 31 December 2010.

15. DIRECTORS' SHARE INTERESTS

The number of shares held beneficially by Directors of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited, in office at 31 December 2011, in the share capital of the Company and The Goldman Sachs Group, Inc. companies at the start and at the end of the period was as follows:

		At 31 December 2011	At 31 December 2010
Robert Keogh	Voting Common Stock	445	140
Hugo MacNeill	Voting Common Stock	4,543	3,730
Theodore Sotir	Voting Common Stock	6,078	11,864

Shares of Goldman Sachs Group, Inc. closed at US\$90.43 on 31 December 2011 (31 December 2010: US\$168.16).

16. RELATED PARTIES

The Company's ultimate and immediate parent undertaking is The Goldman Sachs Group, Inc., of 200 West Street, New York, NY 10282-2198, United States of America, a Delaware corporation. Group financial statements are available at the registered office of the parent company.

Transactions with other companies within the group are not disclosed as the Company has taken advantage of the exemption available under FRS 8 "Related Party Disclosures" on the basis that the consolidated financial statements of The Goldman Sachs Group, Inc. are publicly available. All related party transactions are conducted with wholly owned subsidiaries of The Goldman Sachs Group, Inc..

There were no loans made to directors during, or subsequent to, the reporting period by the Company.

There were no other related party transactions requiring disclosure.

17. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the Company's business and the assets and liabilities contained within the Company's balance sheet the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are credit risk and operational risk.

We seek to monitor and control our risk exposure through a variety of separate, but complementary, financial, credit, operational, compliance and legal reporting systems. In addition, a number of committees are responsible for monitoring risk exposures and for general oversight of our risk management process.

Liquidity is of critical importance to the Company. Accordingly, the Company has in place a comprehensive set of liquidity and funding policies that are intended to maintain significant flexibility to address Company and firmwide-specific as well as broader industry or market liquidity events.

18. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of Directors on 19 April 2012.

(2) 損益の状況

損益計算書については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

* 下線部は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

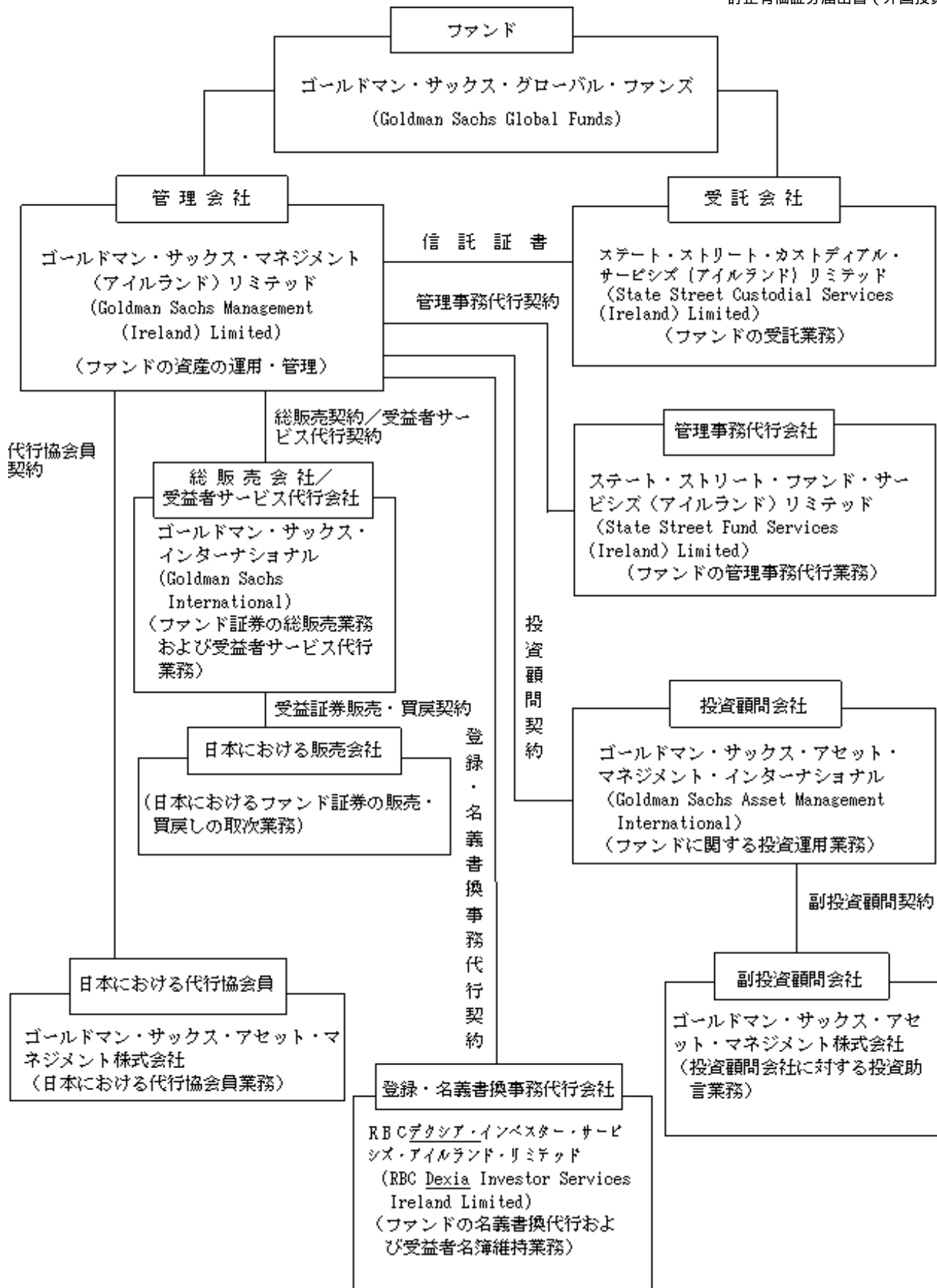
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

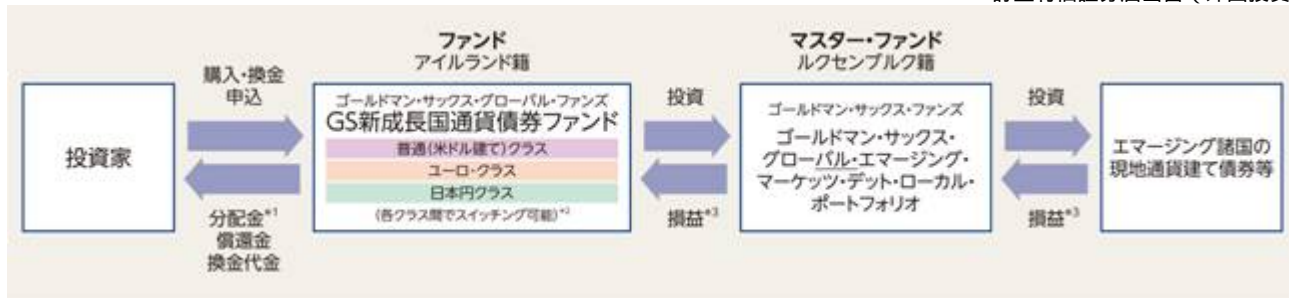
(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



(中略)



(中略)

マスター・ファンドで組入れる現地通貨建て債券等について、原則として、サブ・ファンドの各クラス受益証券の通貨に対する為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドへの投資は、各クラス受益証券の通貨(米ドル、ユーロまたは日本円)と各現地通貨との為替変動の影響を受ける。

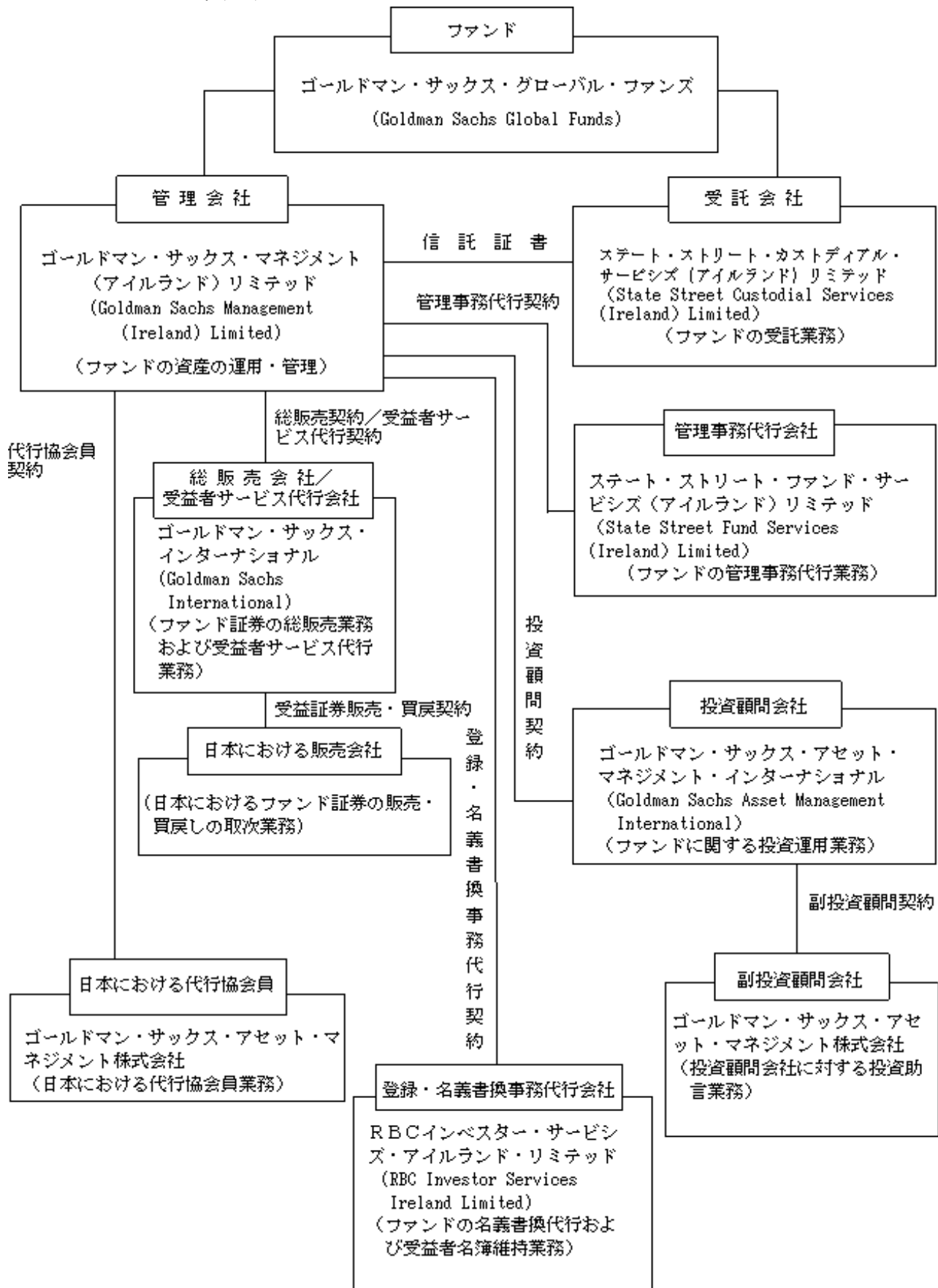
管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
(中略)		
登録・名義書換事務代行会社	RBC <u>デクシア</u> ・インベスター・サービス・アイルランド・リミテッド (RBC <u>Dexia</u> Investor Services Ireland Limited)	2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)で管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づく、ファンドの名義書換代行および受益者名簿記帳業務。

(後略)

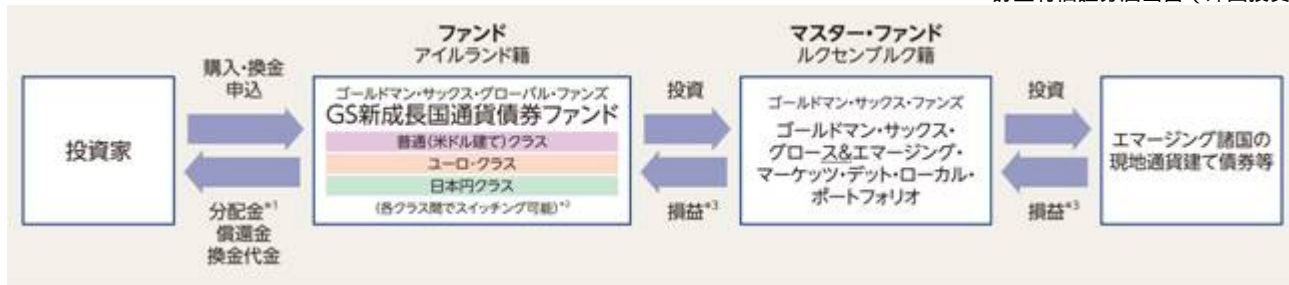
<訂正後>

ファンドの仕組み



(注) 2012年7月30日付で、登録・名義書換事務代行会社の名称は、「RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルラ
ンド・リミテッド (RBC Dexia Investor Services Ireland Limited)」から「RBCインベスター・サービスズ・アイ
ルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)」に変更された。

(中略)



(中略)

マスター・ファンドで組入れる現地通貨建て債券等について、原則として、サブ・ファンドの各クラス受益証券の通貨に対する為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドへの投資は、各クラス受益証券の通貨（米ドル、ユーロまたは日本円）と各現地通貨との為替変動の影響を受ける。

2012年6月付で、マスター・ファンドの名称は、「ゴールドマン・サックス・ファンズ ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」から「ゴールドマン・サックス・ファンズ ゴールドマン・サックス・グロス&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」に変更された。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
(中略)		
登録・名義書換事務代行会社	RBC インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)	2007年5月22日付（2007年5月31日効力発生）で管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づく、ファンドの名義書換代行および受益者名簿記帳業務。

(後略)

2 投資方針

(2) 投資対象

< 訂正前 >

(前略)

A	B
G S 新成長国通貨債券ファンド	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(以下「グローバル・エマージング・デット・ポートフォリオ」という。)

(中略)

マスター・ファンドの投資目的

(中略)

- ・ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、主に、新興国に位置する発行体の債券への投資により、その投資目的の達成を目指す。新興国とは投資顧問会社が十分に発展していないとみなす経済または証券市場を有する国々である。投資顧問会社は、ある国が新興国であるか、先進国であるかを決定する際に、世界銀行、国際金融公社、または国際連合およびその附属機関による分類を考慮に入れることができるが、それらに制約されるものではない。現在、新興国とは、とりわけ、ほとんどがアフリカ、アジア、東ヨーロッパおよびラテン・アメリカ諸国である。新興諸国への投資は、より発展した国々への投資の場合には存在しない一定のリスクを伴う。通常の場合において、ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、その総資産の少なくとも3分の2を、新興国に本拠を置く発行体により発行される債券に投資する。ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、ルクセンブルク法の下で適用される制限を条件として、確定利付または変動利付の優先/劣後企業債務(債券、無担保社債、中期債券およびコマーシャル・ペーパーなど)、政府、その省庁および機関により、または各国の中央銀行により発行されたプレイディ債およびその他の債務、転換可能債務、ローン・パーティシペーション、優先株、および政府または中央銀行により発行された証券に関する買戻し契約を含むあらゆるタイプの新興市場債務証券に投資することができる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

A	B
G S 新成長国通貨債券ファンド	ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(以下「グロース&エマージング・デット・ポートフォリオ」という。)

(中略)

マスター・ファンドの投資目的

(中略)

- ・ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、主に、新興国に位置する発行体の債券への投資により、その投資目的の達成を目指す。新興国とは投資顧問会社が十分に発展していないとみなす経済または証券市場を有する国々である。投資顧問会社は、ある国が新興国であるか、先進国であるかを決定する際に、世界銀行、国際金融公社、または国際連合およびその附属機関による分類を考慮に入れることができるが、それらに制約されるものではない。現在、新興国とは、とりわけ、ほとんどがアフリカ、アジア、東ヨーロッパお

よびラテン・アメリカ諸国である。新興諸国への投資は、より発展した国々への投資の場合には存在しない一定のリスクを伴う。通常の場合において、ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、その総資産の少なくとも3分の2を、新興国に本拠を置く発行体により発行される債券に投資する。ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、ルクセンブルク法の下で適用される制限を条件として、確定利付または変動利付の優先/劣後企業債務(債券、無担保社債、中期債券およびコマーシャル・ペーパーなど)、政府、その省庁および機関により、または各国の中央銀行により発行されたブレイディ債およびその他の債務、転換可能債務、ローン・パーティシペーション、優先株、および政府または中央銀行により発行された証券に関する買戻し契約を含むあらゆるタイプの新興市場債務証券に投資することができる。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

管理会社は、各サブ・ファンドに関して当該サブ・ファンドの資産より支払われるべき、当該サブ・ファンドの毎日の平均純資産価額を基準として、日々発生し、毎月後払での支払義務が生ずる管理報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。管理会社は、各サブ・ファンドの年間報酬および費用(該当するマスター・ファンドのポートフォリオのレベルの報酬および費用の影響を含む)を各サブ・ファンドの純資産価額の年間2.5%または管理会社が同意するそれよりも低い金額に制限することに同意している。受益者の事前同意なくこの2.5%制限を引き上げてはならない。投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、および受益者サービス代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、ならびに日本における代行会社の報酬は、上記の2.5%制限を条件として、管理会社がその報酬から支払い、またはファンドの資産から直接支払われる(GS新成長国通貨債券ファンドに関する投資顧問会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、総販売会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、日本における代行協会員報酬は、純資産価額の年率0.03%を超えないか、または管理会社が合意する金額より低いものでなければならない。)

(後略)

<訂正後>

管理会社は、各サブ・ファンドに関して当該サブ・ファンドの資産より支払われるべき、当該サブ・ファンドの毎日の平均純資産価額を基準として、日々発生し、毎月後払での支払義務が生ずる管理報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。管理会社は、各サブ・ファンドの年間報酬および費用(該当するマスター・ファンドのポートフォリオのレベルの報酬および費用の影響を含む)を各サブ・ファンドの純資産価額の年間2.5%または管理会社が同意するそれ以下の金額に制限することに同意している。受益者の事前同意なくこの2.5%制限を引き上げてはならない。投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、および受益者サービス代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、ならびに日本における代行会社の報酬は、上記の2.5%制限を条件として、管理会社がその報酬から支払い、またはファンドの資産から直接支払われる(GS新成長国通貨債券ファンドに関する投資顧問会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、総販売会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、日本における代行協会員報酬は、純資産価額の年率0.03%を超えないか、または管理会社が合意するそれ以下の金額でなければならない。)

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(A) 日本

2012年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

5 運用状況

< 訂正前 >

(前略)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2012年3月末日現在)

	銘柄名	国名	業種	保有口数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					金額	単価	金額	単価	
1 .	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	ルクセンブルク	外国投資法人	33,574,579.06	316,528,212.50	9.43	315,265,297.37	9.39	100.32

(中略)

（参考情報）

投資有価証券の主要銘柄（2012年3月末日現在）

銘柄名	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ
国名	ルクセンブルク
業種	外国投資法人
投資比率(%)	100.32

実質的な上位銘柄（2012年3月末日現在）

■債券

	銘柄名	償還日	比率
1	ブラジル国債	2012.7.1	4.56%
2	トルコ国債	2013.5.15	4.50%
3	トルコ国債	2013.7.17	3.89%
4	ブラジル国債	2040.8.15	3.40%
5	南アフリカ国債	2021.3.31	2.90%
6	南アフリカ国債	2020.1.15	2.89%
7	メキシコ国債	2014.12.18	2.66%
8	タイ国債	2015.5.22	2.56%
9	ポーランド国債	2016.8.24	2.28%
10	マレーシア国債	2019.11.29	2.06%

■投資信託

	銘柄名	比率
1	GOLDMAN SACHS FUNDS PLC-GS US\$ LIQUID RESERVES FUND	4.82%

*ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオへの投資を通じた実質的な組入上位11銘柄の比率です。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

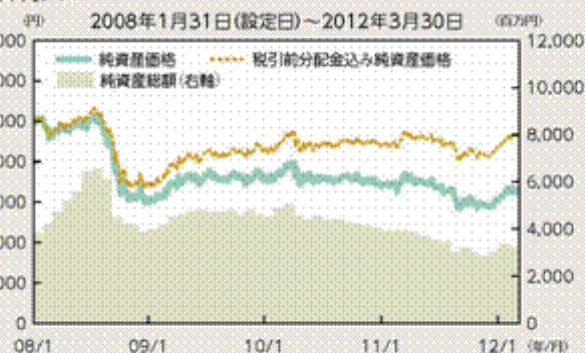
■普通(米ドル建て)クラス



■ユーロ・クラス



■日本円クラス



- 税引前分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。
- 純資産総額は月末ベースの数値に基づきます。

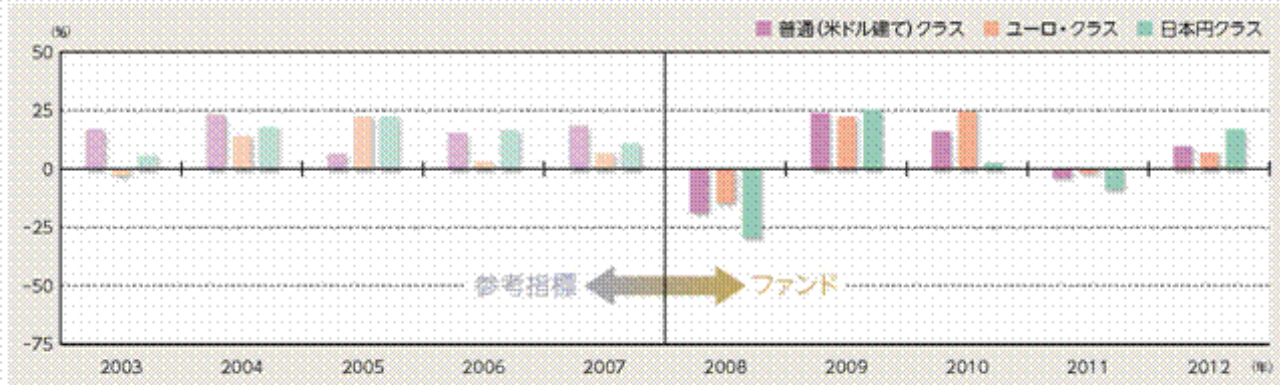
分配の推移(1口当たり、税引前)

■日本円クラス

分配日	11/5/16	11/7/15	11/9/15	11/11/15	12/1/17	12/3/15	直近1年累計	設定来累計
分配金(円)	100	100	100	100	100	100	600	2,710

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移

● 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の税引前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

● 2008年は設定日(1月31日)から年末までの騰落率、2012年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

● 参考指標のインデックスが算出されている2003年から2007年までは参考指標の収益率を表示しています。参考指標はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

<訂正後>

(前略)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2012年3月末日現在)

	銘柄名	国名	業種	保有口数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					金額	単価	金額	単価	
1.	ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	ルクセンブルク	外国投資法人	33,574,579.06	316,528,212.50	9.43	315,265,297.37	9.39	100.32

(中略)

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄(2012年6月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ
国名	ルクセンブルク
業種	外国投資法人
投資比率(%)	100.33

実質的な上位銘柄(2012年6月末日現在)

■債券

	銘柄名	償還日	比率
1	トルコ国債	2013.7.17	3.79%
2	ロシア国債	2030.3.31	2.92%
3	ブラジル国債	2013.1.1	2.66%
4	タイ国債	2015.5.22	2.63%
5	南アフリカ国債	2021.3.31	2.62%
6	ブラジル国債	2013.1.1	2.53%
7	メキシコ国債	2038.11.18	2.36%
8	マレーシア国債	2017.10.31	2.10%
9	ブラジル国債	2040.8.15	2.07%
10	ポーランド国債	2016.8.24	2.04%

■投資信託

	銘柄名	比率
1	GOLDMAN SACHS US LIQD RESERVES FD X ACC	4.78%

*ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオへの投資を通じた実質的な組入上位11銘柄の比率です。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

■普通(米ドル建て)クラス



■ユーロ・クラス



■日本円クラス



● 税引前分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。

● 純資産総額は月末ベースの数値に基づきます。

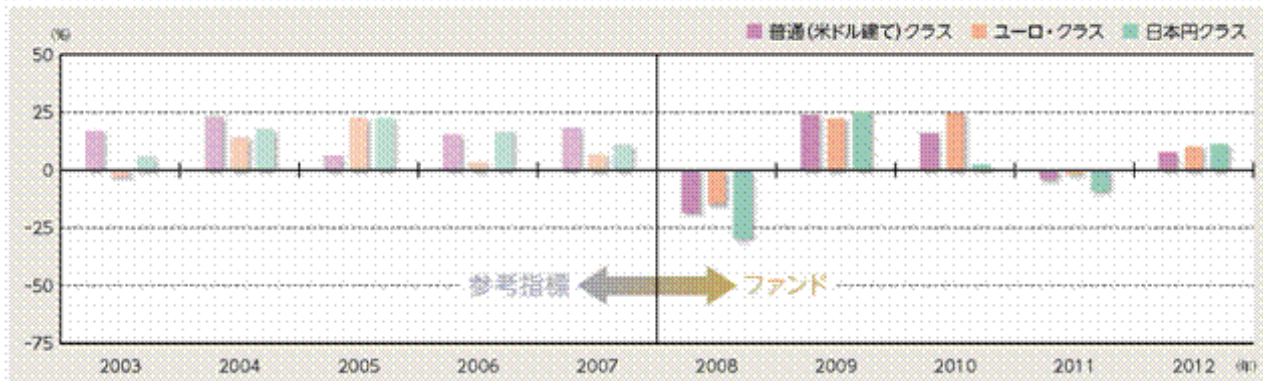
分配の推移 (1口当たり、税引前)

■日本円クラス

分配日	11/7/15	11/9/15	11/11/15	12/1/17	12/3/15	12/5/15	直近1年累計	設定来累計
分配金(円)	100	100	100	100	100	100	600	2,810

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



- 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の税引前分配金の合計額を加えた額)
b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)
- 2008年は設定日(1月31日)から年末までの騰落率、2012年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。
- 参考指標のインデックスが算出されている2003年から2007年までは参考指標の収益率を表示しています。参考指標はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

(5) その他

<訂正前>

(1) 解散

(前略)

- () 4週間以上6週間以下の通知が受益証券の保有者に与えられている場合(随時)(前述の一般性を侵害することなく、管理会社は、GS新成長国通貨債券ファンドの純資産価額が30億円を下回った場合、またはマスター・ファンドのゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオが終了した場合、GS新成長国通貨債券ファンドを終了させることができる。)

(後略)

<訂正後>

(1) 解散

(前略)

- () 4週間以上6週間以下の通知が受益証券の保有者に与えられている場合(随時)(前述の一般性を侵害することなく、管理会社は、GS新成長国通貨債券ファンドの純資産価額が30億円を下回った場合、またはマスター・ファンドのゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオが終了した場合、GS新成長国通貨債券ファンドを終了させることができる。)

(後略)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(2) 損益計算書

< 訂正前 >

(前略)

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2011年11月30日終了年度

(中略)

11. 配当金

(中略)

2010年11月30日終了年度において、GS新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

(中略)

米ドル普通クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2009年12月15日	2009年12月18日	1口当り0.07米ドルの配当金	913,508
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当り0.07米ドルの配当金	967,687
2010年2月16日	2010年2月19日	1口当り0.07米ドルの配当金	1,110,743
2010年10月15日	2010年10月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,308,143
2010年11月15日	2010年11月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,235,962

米ドルクラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,419,299
2010年4月15日	2010年4月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,420,847
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,392,292
2010年6月15日	2010年6月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,425,230
2010年7月15日	2010年7月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,464,006
2010年8月16日	2010年8月19日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,416,507
2010年9月15日	2010年9月21日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,472,799

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2011年11月30日終了年度

(中略)

11. 配当金

(中略)

2010年11月30日終了年度において、GS新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

(中略)

米ドル普通クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
-------	-----	----	-----

2009年12月15日	2009年12月18日	1口当たり0.07米ドルの配当金	913,508
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当たり0.07米ドルの配当金	967,687
2010年2月16日	2010年2月19日	1口当たり0.07米ドルの配当金	1,110,743
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,419,299
2010年4月15日	2010年4月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,420,847
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,392,292
2010年6月15日	2010年6月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,425,230
2010年7月15日	2010年7月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,464,006
2010年8月16日	2010年8月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,416,507
2010年9月15日	2010年9月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,472,799
2010年10月15日	2010年10月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,308,143
2010年11月15日	2010年11月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,235,962

(訳注) クラス受益証券名について原文に誤記があるため、和訳では原文と異なる記載を表示している。

(後略)

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

<訂正前>

(イ) ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 RBC デクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

(後略)

<訂正後>

(イ) ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 RBC インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(4) RBC デクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド (RBC Dexia Investor Services Ireland Limited) (「登録・名義書換事務代行会社」)

(中略)

(口) 事業の内容

登録・名義書換事務代行会社は、アイルランドにおいて1997年1月31日に設立された。同社は、RBC デクシア・インベスター・サービスズ・バンク・エス・エイの完全子会社であり、アイルランド内外の投資信託に対し会計、純資産価格計算、名義書換事務、株主登録等の事務サービスを提供している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) RBC インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited) (「登録・名義書換事務代行会社」)

(中略)

(口) 事業の内容

登録・名義書換事務代行会社は、アイルランドにおいて1997年1月31日に設立された。同社は、RBC インベスター・サービスズ・バンク・エス・エイの完全子会社であり、アイルランド内外の投資信託に対し会計、純資産価格計算、名義書換事務、株主登録等の事務サービスを提供している。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(4) RBC デクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) RBC インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

(後略)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

取締役、監査人それぞれの責任範囲

アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・ 会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・ 取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・ 貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は報告し、当該情報を私どもの報告書に適宜含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、2010年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した期間の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2010年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2011年4月19日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2010 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2010 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983, would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

19 April 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

取締役、監査人それぞれの責任範囲

アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は報告し、当該情報を私どもの報告書に適宜含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、2011年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した事業年度の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2011年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

ロナン・ドイル

プライスウォーターハウスクーパースを代表して、

勅許会計士および法定監査事務所

ダブリン、アイルランド

日付：2012年4月19日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

- continued

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as 31 December 2011 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2011 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 requires the convening of an extraordinary general meeting of the company.

Ronan Doyle

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
Dublin, Ireland

19 April 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。